

○令和7年10月14日(火)

開議 午前10時00分

散会 午後 5時02分

○出席委員(16名)

委 員 長	品 田 ときえ	委 員 長	塩 尻 英 明
副 委 員 長	笠 井 まなみ	委 員 長	中 野 ひろゆき
委 員 員	横 山 啓 一	委 員 員	えびな 安 信
委 員 員	中 村 みなこ	委 員 員	菅 原 範 明
委 員 員	上 野 和 幸	委 員 員	石 川 厚 子
委 員 員	植 木 だいすけ	委 員 員	高 見 一 典
委 員 員	たけいし よういち	委 員 員	中 村 のりゆき
委 員 員	沼 崎 雅 之	委 員 員	松 田 卓 也

○出席議員(1名)

議 長 福 居 秀 雄

○説明員

副 市 長	中 村 寧	健 康 保 健 部 次 長	渡 辺 順 久
税 务 部 長	金 澤 国 貢	健 康 保 健 部 健 康 推 進 課 主 幹	山 本 東 美
税務部納稅管理課長	山 下 弘 亮	健 康 保 健 部 保 健 所 保 健 予 防 課 長	阿 保 理 恵 子
税務部納稅推進課長	齊 藤 透	健 康 保 健 部 保 健 所 衛 生 檢 查 課 長	秋 葉 利 文
市民生活部長	樽 井 里 美	環 境 部 長	太 田 誠 二
市民生活部市民課総合窓口担当課長	近 藤 淳	環 境 部 次 長	澤 渡 武 士
福祉保険部長	川 邊 仁	環 境 部 環 境 総 務 課 長	後 藤 篤
福祉保険部保険制度担当部長	高 田 敏 和	<small>環境部環境統計課ゼロカーボンシティ担当課長</small>	安 富 一 紀
福祉保険部次長	鈴 木 裕 幸	環 境 部 廃 棄 物 政 策 課 長	佐 藤 文 泰
福祉保険部福祉保険課主幹	尾 藤 真 紀	環 境 部 廃 棄 物 处 理 課 長	尾 藤 正 史
福祉保険部国民健康保健課長	堀 江 祐 一	クリーンセンタ一所長	笠 井 則 亜
福祉保険部長寿社会課長	宮 川 浩 一	クリーンセンター主幹	佐 藤 岳 晴
福祉保険部生活支援課長	高 桑 和 寿	監 査 事 務 局 長	酒 井 瞳 元
健 康 保 健 部 長	山 口 亮		

○事務局出席職員

議 會 事 務 局 次 長	林 上 敦 裕	議 事 調 査 課 主 査	岡 本 諭 志
議 事 調 査 課 長 補 佐	小 川 智 之	議 事 調 査 課 書 記	桐 山 未 悠
議 事 調 査 課 長 補 佐	浅 海 雅 俊		

○品田委員長 ただいまから、決算審査特別委員会民生子育て文教分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、全員でありますので、これより会議を開きます。

それでは、前回に引き続き、認定第1号の分担部分のうち民生常任委員会所管分、認定第2号、認定第6号、認定第8号及び認定第11号の以上5件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○植木委員 おはようございます。

委員会質疑が金曜日からまたがってしましたが、もう一つのテーマの地域まるごと支援員について進めていきたいと思います。

一般質問で私は人口減少を取り上げさせていただきました。人口減少は地域社会に直結しており、その中で、町内会の役員ですとか民生委員の成り手が硬直化というか、偏ってしまって、ほとんど同じような役割を役員の方々で何とかこなしているというような状況があり、そして、地域においてはつながりの希薄化が急速に進んでいるという状況がありました。

かつて、身の回りには、地域の隣近所にいた、いわゆる世話役の方、お人好しの方々が地域の方々と交流をしたり関わりを持ったりして、その中で助け合いが生まれてという状況があつて、本当にありがたい存在であったなと感じます。

今、全くそういった方がいないというわけではないんですけども、やはり、社会が成熟して、きめ細やかになって、人に対する社会の解像度は上がったと思うのですけれども、その分、関係性の濃度が下がってしまっていると感じています。

振り返ると、この間、社会では、今言った人口減少、そして、核家族化になっており、福祉という側面とはなかなか相入れない面として個人情報の取扱い、また、コロナウイルスがあったり、それから、ハラスメントに対しての社会の感度が制限となって、社会福祉の面で冷えてしまった状況かと思います。そこで、地域共生社会をどのように継続し、冷めてしまった状況を温め直していくかというのは現代ではとても大事なことだと思います。

それでは、地域共生社会を推進している地域まるごと支援員について伺ってまいります。

まず、重層的支援体制整備事業、地域まるごと支援員に関わる決算状況についてお示しください。

○尾藤福祉保険部福祉保険課主幹 本事業は、地域共生社会の実現に向け、地域福祉計画に基づく事業として、主に包括的支援体制の整備に要する経費を計上しており、地域まるごと支援員の配置等により、複雑化、複合化した問題を抱える方々に対する個別支援と困り事を身近で支え合って解決するための地域づくり支援を行っています。

令和6年度の決算額は、歳出では、地域まるごと支援員の配置に伴う委託料が7千390万円、重層的支援体制整備事業交付金の国への償還金が476万5千円、その他の事務費が8万7千240円で、歳入では、重層的支援体制整備事業交付金として、国から3千429万8千円、北海道から1千714万9千円のほか、介護保険事業特別会計から繰入金896万9千884円、一般財源が1千833万5千356円で、歳入歳出合計額は7千875万2千240円となっております。

○植木委員 今御答弁がありました中で地域福祉計画に基づくということで、旭川市地域福祉計画、そして、旭川市社会福祉協議会地域福祉活動計画の2つがもともとあって、それぞれ第5期と第7期という計画が一体化され、今、名前が変わりまして、みんなの旭川ささえあいプラン2024という愛称になって、そこにこれまでの経過だとか目的などが書いてあります。旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例に基づき、旭川市と旭川市社会福祉協議会が主たる担い手として、両輪となって地域福祉を推進することを目的としているということがうたわれています。

今、決算の状況を伺いましたけれども、それでは、こちらの事業の概要と実績をお示しください。

○尾藤福祉保険部福祉保険課主幹 基本的な福祉分野の相談については、高齢者は地域包括支援センター、障害者は障害者の相談支援センター、子ども、子育てはこども家庭センター、生活困窮者は自立サポートセンターなど、各分野の相談機関が対応しているところですが、地域まるごと支援員の個別支援は、主に各相談機関だけでは対応することが困難なものや、複数の分野にまたがり、関係機関との調整を要するものについて対応しております。

実績は、新規の相談件数が124件で、そのうち、24件は助言や関係機関への引継ぎにより解決いたしましたが、残りの100件は令和7年度において継続して対応しているところでございます。

地域づくり支援では、民生委員・児童委員や地域社会福祉協議会など、地域団体との連携体制の構築に向け、地域課題を共有する会議や行事への参加が797回、ふれあいサロンなどの通いの場を運営している団体や買物の同行、子ども食堂などを提供している団体を把握するとともに、ボランティアを養成し、支援を必要としている人とのマッチングをする活動が92件、地域課題の整理を進め、課題解決を進めるための具体的な対応策を協議する会議の開催、参加が135回となっております。

○植木委員 地域まるごと支援員の活動としては個別の支援プラス地域活動に対する支援があるということで、そういった会議が複数回あるということで、すごく多く持たれているということが分かりました。

続いて、事業の運営体制についてもお聞かせください。

○尾藤福祉保険部福祉保険課主幹 旭川市社会福祉協議会に業務を委託し、社会福祉士、精神保健福祉士等のソーシャルワークに関わる有資格者や福祉分野における相談支援機関または地域支援に関わる活動で実務経験を有する者を地域まるごと支援員として配置することとしております。

令和6年度からは2名増員し、支援員10名と統括支援員1名の計11名として活動を強化したところでございます。

○植木委員 支援員の方々の業務というのは、はた目から見ても膨大であり、それぞれのケースに対して寄り添って解決に向けて関わっていくというのは、やはり大変時間を要するものではないかと推測いたします。

その中で、増員したことによってどのように改善され、効果があったのか、そして、人数というのは適正な状況なのかという部分についてお聞かせください。

○鈴木福祉保険部次長 令和4年度から事業を開始したところでございますが、個別支援において

複雑化、複合化した問題の解決に長時間を要していたことにより、なかなか地域づくりに手が回らない状況がございましたので、令和6年度から、早期発見など、予防的な取組を含む地域づくりの強化を目的として2名増員したところでございます。

地域づくりには、多種多様な地域住民や団体が相互理解の下、主体的に関わっていくことが必要であり、短期間で仕組みを構築するなどの成果を出すことは難しいものでございますが、地域住民同士の交流の場を創出することなどを通して集まった地域住民が新たにボランティア活動を行おうとする動きも出てきております。

地域まるごと支援員の体制につきましては地域の状況に応じて見直す必要があると考えておりますし、今後の活動状況や支援件数の推移等を踏まえ、必要に応じて人員配置や体制の見直しなどの検討を行ってまいります。

○植木委員 地域まるごと支援員の大きな役割として地域づくりがあるけれども、その部分になかなか手が回っていなかったということがありました。ただ、多種多様な地域住民だとか団体の理解の下で関わっていくという状況でボランティア活動を行おうという動きもあるということありました。

私も、大学時代、ユニセフのボランティア活動をする部に所属して、部長も務めていたこともありますけれども、社会人になってしまうと、がらっと環境が変わって、引っ越しとか、そして、新たに社会人として学んだりとかですね、仕事に対する部分に体が取られてしまって、忙しさがあって関われなくなって、そのままずっと来ていました。

世の中には、やはり学生時代に様々なボランティアに携わったという人も多くいるでしょうし、職場での社会貢献活動に携わっている方、そして、ボランティアというと、有償とか無償のボランティアもありますし、NPOのようなそれぞれの目的を持った団体もあります。

ボランティアとは名前がついていないけれども、助け合いとか奉仕活動というのもたくさんあって、そのような方々がたくさんいて、そういったボランティア活動や社会活動の土壤はあるのだけれども、身の回りになければ、なかなか関わる機会がなかったということがあります。

土壤がある中で地域まるごと支援員の方々が調整役になったり、人と人をつなげる役割を担っていただけるというのは、地域のこれからの方としては頼もしいというか、期待が持てるところあります。

でも、その中で課題が複雑になりがちということがあります。現代社会というのは複雑な世の中ですが、多岐にわたる相談支援に対し、部署における連携はどのようにになっているのか、そして、その問題点についてもお示しください。

○鈴木福祉保険部次長 連携体制につきましては、地域まるごと支援員が主催する他機関との連携に関する研修には、福祉分野を中心として様々な部局の職員が出席しているほか、地域まるごと支援員が行う支援の中で必要に応じて福祉分野以外の部局との協働により課題を解決した事例もございます。

課題といたしましては、社会経済状況や個々の生活様式、価値観が変化する中で住民が抱える生活課題が多様化してきており、その課題を解決するための制度やサービスがないときや対象外となる場合、早期の解決が難しくなってきてるところでございます。

○植木委員 今、御答弁がありました。やはり、個々の生活様式とか価値観が現代においてがらっ

と変わってきていると。御年配の方々と若い世代の方、若年層の方々がいる中でお互いが理解し合いながらというような世の中だと思います。

その中で、地域まるごと支援員の役割としては、はざまの部分をどう対応していくのか、今まで様々な手を差し伸べる制度がある中でそうした複雑化したものにどう対応していくかが求められていて、難しくなってきているということありました。

先ほど、みんなの旭川ささえあいプラン2024というお話ししました。その中に地域まるごと支援員についての目的だとか意義だとか、そして、どのように計画を進めていくのかがまとめられているわけですけれども、その中で地域まるごと支援員のKPI、目標値が示されていると思います。事業の状況をどう評価しているのか、お聞かせください。

○鈴木福祉保険部次長 令和6年3月に策定いたしましたみんなの旭川ささえあいプラン2024を愛称とする地域福祉計画において目標値を定めておりまして、計画最終年度の令和11年度の目標値と令和6年度の状況を申し上げますと、まず、1つ目として、地域まるごと支援員の個別支援に関する累計相談受付件数につきましては、800件という目標値に対して324件と、半数以下ではありますが、前年度との比較では増加しております、地域まるごと支援員の認知度が広まってきたものと認識しております。

次に、複数の関係者での支援対象者に情報共有や援助の手法等を検討する支援会議の回数では、年36回の実施という目標値に対して年36回と、目標値を達成しております、多くの関係機関と支援対象者に関して必要な協議が行われているものというふうに認識しております。

最後に、地域まるごと支援員が主催する住民間で自分の地域で抱える課題を共有し、その解決に向けた取組等を議論する協議体の実施回数では、年44回の目標値に対して37回と、地域の皆様の理解を得ながら順調に協議を重ねることができるものと捉えているところでございます。

○植木委員 令和6年度から11年度までということで、幅のある期間の中で達成していかなければならぬ数値が示されているわけですけれども、半数に満たないものもあれば、KPIの数値に達しているものもあるということでした。まだ始まったばかりではありますが、KPIが設定された中でのことですので、順調に重ねていっていただきたいと思っております。

ただ、対応件数というのも、目標値を設定しているわけですから、大事ではありますけれども、同時に、やはり、中身の部分、質が求められるわけであります。

事業の評価、検証をどのように行って、量や回数だけではなくて、質の向上、中身というか、課題を解決する、寄り添って困っている方々に対してアウトリーチでアプローチしていくという部分があるかと思います。そういう意味で取り組んでいることについてお示しください。

○鈴木福祉保険部次長 制度のはざまや複雑化した福祉の課題を抱え、早期の課題解決が難しい個別支援や、地域でのつながりづくりや困り事を支え合う体制の構築など、委員がおっしゃるとおり、数値だけで単純に成果を表すことは難しいものもあるというふうに認識しております。

このため、地域福祉計画の評価等を行っていただく社会福祉審議会においては、目標値の達成状況だけではなく、制度のはざまの問題等をどのような関係機関や社会資源を駆使し、解決できたのかという連携に関わる内容ですとか、地域のつながりづくりに関する優良事例等について説明を加えていくなども必要と考えているところでございます。

また、他の地域や関係機関が地域まるごと支援員とともに効果的だった手法を共有し、横展開し

ていくことや改善を加えていくことにより支援の質を高めていくことにつながり、このプロセスを繰り返すことで市全体として地域福祉の充実を図り、地域共生社会の実現を目指してまいります。

○植木委員 最後の質問になるのですけれども、今後、人口減少、高齢化が進むというのも分かり切ったことありますし、その中で暮らす人々の困り事にどのように寄り添っていくのか、どのような社会を目指して推進していくのかについてお示しください。

○川邊福祉保険部長 団塊世代が後期高齢者となる時期を迎えて高齢単身世帯が増加し、また、時代も昭和から平成、令和と移り行く中、社会の変遷や意識の変化などにより、隣近所に住む住民同士の付き合いや結びつきといったものも大きく変わってきております。

日々の暮らしの中では、病気やけがに起因する問題であったり、家族の問題であったり、あるいは経済的な問題であったり、皆が様々な問題や悩みを抱えており、それを解決する方法があるのかないのか、あっても、どこにどんなふうに言えばいいのか、こうした相談相手も身の回りにおらず、漠然と不安や不満を抱えて暮らす方が今後ますます増えるものというふうに捉えております。

だからこそ、こうしたケースをすくい上げて、制度や支援団体にうまくつなげて、最終的な解決に結びつく仕組みを地域に実装していくことが重要であり、地域まるごと支援員の取組の狙いというのはまさにここにございます。

課題は様々ございますけれども、この取組を着実に進めて地域に根づかせていくことが地域福祉の充実につながり、ひいては、誰一人取り残さない安心で安全な地域社会の実現が図られるものと考えております。

○植木委員 質問は終わったのですけれども、アンケート結果を見ますと、やはり、その制度に対する期待があります。既存の制度では対応できないケース、そして、もう皆さんやっぱり分かっているはずですし、肌で感じているとおり、複雑化、複合化した福祉的課題はたくさん身の回りにあります。そして、行政の今までのような縦割りの状況ではもう支援が行き届かないと。そして、その中で、日本人の特性もあるのかもしれないのですけれども、支援を求める声を自ら上げられない人、世帯が多く見受けられるということがありました。たくさんの相談機関が分野ごとにあって、相談に行ったのだけれども、窓口が違って、どこに相談していいのか分からないといった不安とか、行ったところでは対応してもらえなかつたら、なかなかそういった思いが伝えられない状況があるということありました。

そして、地域活動の団体として町内会、それから、地区社協、民生委員などの脈々と続いてきたものが高齢化によって機能が低下しており、地域活動の担い手も不足している。また、市社協においては、内部異動だとか、配置転換があまりにも多過ぎて、連携がせっかくできたところで関係をまた一から立て直しだということもあるという声もあります。

地域共生社会の理念はすばらしいものだと思うんですけれども、地域まるごと支援員の役割というのは本当に期待が持てますが、現実的な生活環境のギャップがあるという中で、今回、条例を定めて、その条例の名目で地域共生社会を一般市民に担わせるというのは丸投げではないかという意見もあるわけです。

その中で、社会福祉協議会、そして、地域まるごと支援員というのは重責もありますけれども、アウトリーチという本当に行政ではなかなかできない部分を担っていただいているということで、既存の制度では対応できないことに積極的に取り組んでいただきたいと思っています。

社会福祉協議会の方は自治体職員ではありませんので、事務をするわけではなく、やはり現場に行っていただく必要があると思います。せっかく専門的な知識と柔軟な思考、そして、地域をつなげるという使命感、フットワークがあるわけですから、市としても、そういった部分をしっかりと支えて、町内会、民生委員、地域ボランティア団体、意識のある個人の方々をしっかりとつなげて、これからも暮らしやすい旭川、福祉の充実したまちをつくっていっていただきたいと思います。

計画期間は令和11年度まで続きますので、期待も込めて、私も折を見てまた取り上げさせていただきたいなという気持ちを示し、私のこちらの質疑を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○品田委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時27分

○品田委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○横山委員 おはようございます。

前半部分は環境部の所管に関わる事業について幾つか質疑をさせていただきたいと思います。

昨年度の予算等審査特別委員会の分科会で最終処分場に関わる質疑をさせていただきました。その背景には、これまで江丹別地区に集中してきた処分場に関わる様々な問題が市の負の遺産として引き継がれているという現状を再確認してですね、今後の課題等について確認をさせていただきました。今回は、処分場ももちろんのですけども、その処分場の在り方を左右する清掃工場についても密接に関わりますので、関連して質問を幾つかさせていただこうと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず、4款衛生費2項清掃費1目じん芥処理費の中の近文清掃工場基幹的設備改良事業費、いわゆる延命化工事に係る改良事業費のことだと思いますが、この事業の目的と事業の概要、それから、決算額について、るる御説明をいただきたいと思います。

○澤渡環境部次長 近文清掃工場基幹的設備改良事業は、平成8年の供用開始から約50年間の運用を目指とした工場の再延命化工事を行うものであり、工事完了後は、耐久性の向上のみならず、省エネ設備の導入によりCO₂排出量の削減効果も図られます。

事業の概要につきましては、工事を令和6年から令和9年までの4か年で実施し、ごみクレーン、焼却炉、排ガス処理設備、受電設備、監視制御設備や煙突などの更新を行うもので、令和6年度は11月から工事に本格着手し、2基ある焼却炉の劣化した耐火物の一部を更新しており、決算額としましては、工事費が3億6千698万円、工事監理業務が320万円の合計3億7千18万円でございます。

○横山委員 50年間の運用を目的としているということで、平成8年から50年だったものの延命化を図るということですが、昨年度から4年かけて再延命化工事を行うという御説明がありました。

延命化工事全体の事業費と現在の進捗状況、また、事業完了の見通し等について御説明ください

い。

○澤渡環境部次長 本事業の4か年にわたる全体事業費としまして、再延命化工事の契約金額が78億8千700万円、工事監理業務が1千397万円の合計79億97万円でございます。

近文清掃工場には2基の焼却炉があり、交互に稼働させることで停止中の焼却炉の維持管理や点検を行いながら運用しております。

再延命化工事については、そうした通常運用に支障を与えないよう、燃やせるごみの搬入状況なども考慮しながら、焼却炉の短い停止期間中に進めるものであり、工場の稼働状況に応じた工程管理が非常に重要であります。

進捗状況としましては、事業費ベースでの進捗率は約5%であります、工事は計画どおり順調に進んでおりますし、今後も、稼働中の工場と綿密な調整を行いながら適切な工程管理に努め、予定どおり、令和9年度の工事完了を目指してまいります。

なお、今回の再延命化工事のほかに建物の外壁や屋上防水の劣化も進行しておりますので、再延命化工事後におきましても計画的な補修工事が必要であります。

○横山委員 ただいまの御説明で約80億円の事業費をかけて延命化工事を行っているということ、それから、2基ある焼却炉のうち、停止中のほうを工事していく、交互にやるということで、事実上、工場は稼働させながら改修工事をやっているということもよく分かりました。それから、この延命化工事以外にも、日常というか、定的な、計画的な補修工事も必要になるということも分かりました。昨年度の決算で設備補修費として3千600万円と示されていますので、それ以外にも多額の経費がかかっているという状況も推察されます。

先ほどちょっと触れましたけども、延命化によって、今後、稼働期間がどういうふうになっていくのかということはおおよそ分かるんですけども、その後の見通しです。さらに延命化が図られることになるのか、それとも、今度は新築ということになるのか、最終処分場との関わりもあると思いますので、その関連も含めて御説明をいただきたいと思います。

○澤渡環境部次長 近文清掃工場は、平成8年4月から供用開始した施設であり、当初は20年間の供用を計画しておりましたが、2度の延命化工事により、供用年数を30年増やした50年間に延長しましたことから、50年後である令和27年度以降は建て替えを視野に入れた検討が必要と考えます。

清掃工場の次期更新には、計画策定から施設の整備、供用開始までに10年程度を必要としますので、令和16年度には具体的な方向性を定める必要があると考えております。

方向性を定めるには、今後の社会情勢の変化に伴う燃やせるごみの組成や処理量などの変化、また、現在整備を進めています春志内の次期一般廃棄物最終処分場の埋立て終了期限が令和26年度末といったことも考慮しなければなりませんので、適切な時期に燃やせないごみの処理の在り方や整備手法などについて総合的な検討を進めてまいります。

○横山委員 ただいまの御説明を伺うと、延命化されるので、しばらくはという感触もある一方で、延命化によって稼働延長されるのは2046年までで、あと20年間ということになりますね。次期更新は恐らく建て替えを視野にということだと思いますので、再度の延命化はもう事実上ないんじゃないかと私は予想しています。

そうなると、2036年までには具体的な方向性を決定しなきゃならない、あと10年しかない

ということですね。10年後に皆さんのがこの部署にいらっしゃるかどうか、部長も含めて分かりませんけども、そうそう先のことではないというふうな認識を私は今回持たせていただきました。

2021年前後までの段階で、新築じゃなくて、延命化という議論もありましたけども、当時で、もし新築となれば総工費が300億円から400億円、市の財政負担は160億円前後ぐらい、そんな議論もありましたが、10年後にその規模の大規模事業が議論されなければならないのだということは重く受け止めなければいけないかなというふうに思います。

ちょっと観点が変わりますが、決算の書類等を見て、近文清掃工場周辺地域環境対策費という項目が目につきました。今まで私あまり注目をしてこなかったのですけども、近文清掃工場に関わって、こういう費目が挙げられているということが分かりましたし、私が住んでいる地元の課題でありますので、ぜひ伺わせていただこうと思います。

まず、この対策費の事業の目的、それから、概要、決算額等について御説明ください。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 近文清掃工場周辺地域環境対策費につきましては、近文地区の環境維持等に関する地域要望に基づき、ごみの燃焼に伴い発生する排ガスによる影響調査として、大気中のダイオキシン類の測定を実施しているものであります。

なお、測定箇所につきましては、近文清掃工場を中心とし、市民生活館、川端ふれあい公園、亀吉公園、忠和エンゼル公園の4地点となっており、令和6年度の決算額は118万9千399円となっております。

○横山委員 近文清掃工場の場所を中心として4地点、恐らく東西南北のイメージだと思うのですけども、距離的には1キロ前後になるかと思います。忠和エンゼル公園は意外と近く、石狩川を挟んだすぐ対岸ということで、この地点のダイオキシン類の測定を行っているということが分かりました。私の家は2キロぐらい離れているかなと思いますので、これまで注目してこなかったのが申し訳なかったなというふうに思っております。

ところで、この周辺の地域で大気中のダイオキシン類の測定が行われるようになった経緯等について御説明いただけますでしょうか。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 ダイオキシン類測定の経緯についてであります。

近文清掃工場の建設当初は、家庭系ごみの専燃施設として地域住民に説明し、平成3年に建設合意を得た経緯があり、その後も、燃やせるごみの受入れ等に変更が生じた際には、都度、地域に説明し、同意を得ながら適切な施設運用を行っております。

清掃工場の大気中のダイオキシン類の測定についても、平成16年2月に、事業系の燃やせるごみの焼却受入れに際し、地域要望を踏まえた地市民委員会連絡協議会と取り交わした合意書に基づき実施し、地域住民へ測定結果を報告しているものであります。

○横山委員 稼働の途中から受け入れるごみの内容が変わったということですね。事業系の燃やせるごみの焼却受入れに関わって地域要望を受けたと。それに基づいて、こういう測定が行われるようになったという御説明だったと思います。

こういうふうに途中から考え方や対応が変わっていくということも当然あるのだと思いますけども、特に受入れ地域には丁寧に対応していただいているのではないかというふうに推察いたします。

では、周辺のダイオキシン類の測定結果についてはどのようになっていますでしょうか、概要を

お示しください。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 測定結果についてですが、平成16年度から測定を実施しており、測定箇所4地点ともに環境基準値を下回っております。

なお、直近の令和6年度の測定結果は、旭川市近文生活館で0.0180、川端ふれあい公園で0.0080、亀吉公園で0.0076、忠和エンゼル公園で0.0071となっており、全ての測定地点において環境基準値の0.6を大きく下回っております。

なお、単位は、ピコグラムTEQ・パー・立米でございます。

○横山委員 生まれて初めて聞いた単位名ですね。ピコグラムTEQ・パー・立米とは何のこっちゃと思いましたが、ピコグラム、1兆分の1グラムということなので、本当に微量なんだけども、計測はされるということですね。基準値を大きく下回っているということでしたが、安心をしていいのかどうか分かりませんし、近文生活館は若干数値が高いので、お示しいただいたときはちょっと気になる数字だなとは思いました。これについては引き続きしっかり測定を続けていく、続けていっていただけるということで確認をさせていただきたいと思います。

さて、最後に、同じ4款2項1目の最終処分場周辺環境保全対策費について伺います。

これについては、先ほどお話ししましたように、昨年度の予算分科会の中でもるる説明をいただきましたが、まず、決算状況の概要について伺いたいと思います。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 最終処分場環境保全対策費につきましては、処分場周辺地域の環境保全を図るため、処分場の環境調査を実施するとともに、旭川市廃棄物処分場環境対策協議会と中園廃棄物最終処分場監視委員会の2つの附属機関において、当該地域の安全な住民生活の確保及び処分場を適切に維持管理していくための事項について検討を行っていただくものであり、令和6年度決算額は474万9千600円となっております。

○横山委員 2つの附属機関があるということでした。旭川市廃棄物処分場環境対策協議会で、地名が入っていませんので、恐らく、現在の芳野処分場ですね。それから、中園廃棄物処分場の監視委員会ということで、機関の最後の名前が若干違っていますが、その調査検討事項等々の概要について御説明をいただけますでしょうか。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 両附属機関については、芳野と中園にあるそれぞれの処分場の使用及び管理について調査、検討するため、条例に基づいて設置された附属機関であり、いずれも江丹別地域の安全な住民生活の確保及び処分場の適正な維持管理を行うため、年3回の定例会議のほか、廃棄物処理施設の視察等を実施しております。

主な調査検討事項としましては、埋立地及び浸出水処理施設の状況や浸出水及び発生ガス等の環境調査結果を確認していただき、よりよい施設運営について意見をいただいております。また、令和6年度につきましては中園廃棄物最終処分場の廃止に関して多くの議論が行われました。

○横山委員 両機関はそれぞれ役割が違うと思うのですけども、その歴史的な背景を踏まえると、特に中園の処分場の在り方が非常に大きな問題だったというふうに地域の方からも伺っています。

言葉は悪いですけども、ずさんな管理の中で行われていて、それこそ浸出水ですかガスの発生等について大きな問題になった結果、こういうことに至ったんだと思いますし、それを踏まえて、現在の芳野の処分場については環境対策が行われているのだというふうに受け止めたいと思います。

それでは、中園最終処分場は今年7月に条例の改正を受けて廃止となりましたけれども、これまで、その附属機関ではどのような議論が行われて、最終的に廃止の判断に至ったのか、御説明をいただきたいと思います。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 中園廃棄物最終処分場につきましては、令和元年10月に放流水の水質に係る自主基準値を見直したことにより、浸出水の水質が廃止基準を満足する見通しとなり、廃止を視野に入れた議論が行われるようになりました。

令和4年には、附属機関からの意見や議論を踏まえて、発生ガス量及び埋立地内温度の測定箇所や測定方法等を整理したほか、発生ガス等の廃止基準の評価方法等についても考え方を整理しました。

そのような中、本年2月に実施した環境調査の結果が廃止の基準を満足する水準となり、3月14日に開催した附属機会議においてその結果を確認したところ、現在の状態まで埋立地が安定していれば廃止しても問題ないと結論に至りました。

○横山委員 中園については放流水の水質に自主基準値を設定したという過去の経緯がありました。非常に厳しい数値を設定して監視し続けていたということだったと思います。それらも見直して、廃止を視野に議論されてきて、最終的にはそれも下回るということで、恐らく埋立地は安定しているのだろうと判断されたというふうに私も伺っています。

ただ、これまで行われてきた調査を継続するということではないと思いますし、この埋立地については引き続きしっかりと監視をしていくことは変わらないということで確認していると思いますので、これがどうなっていくのか。

協議会の学識経験者の話だと、欧米では、廃止というのは基本的にはないのだ、未来永劫ずっと管理していくべきやいけないというのが一般的な考え方だというような報告もありましたので、当然、あとはほったらかしということではないと思いますので、それについては厳正に行っていただきたいというふうに思います。

それから、芳野の処分場は稼働していますので、引き続き江丹別地域での処分場運営は続いていくということだと思いますし、廃止までも長い期間がかかります。廃止後も様々なことがこれからも続いていくと思うのです。これも昨年に指摘をさせていただきましたが、一部マスコミからは旭川市の20世紀最後の汚点とまで非難をされた非常に問題のある市の対応だったというふうに私も受け止めています。

そもそも、その根底には、市民のごみを長年引き受け続けてきた地元の不満が重なってきたこと、特に中園処分場の管理、環境対策への不信感が非常に大きかった、それに加えて、住民合意を得る手続を無視して、現在の芳野の処分場の設置を結論ありきで強引に進めてきた旭川市行政に対する不信があった、こういうことを地元の方から再三にわたって伺ってきたところです。

私は、こうした過去を教訓にして、地域住民の声を反映した環境保全対策が今後とも長きにわたって必要だというふうに考えていますが、改めて市の考え方を伺いたいと思います。

○太田環境部長 江丹別地域におきましては、昭和45年に嵐山の廃棄物処分場を開設して以来、共和、新共和、中園、そして、現在の芳野の処分場と、これまで55年にわたってごみの埋立てを行ってきたところでございます。

委員の御指摘にもございましたように、中園廃棄物処分場以前については、処分場の運転管理で

すとか、環境対策、情報公開などといった部分に不十分なところもありまして、地域の方々には大変な負担をかけていたといった経緯もございました。

こうしたことが2つの附属機関を設置したという背景ともなってございまして、附属機関の委員の構成には、学識者のみならず、地域住民の方にも参加していただくなど、処分場が抱える問題とかリスクを地域と共有しながら議論を重ねた結果が現在の処分場運営と環境保全対策に反映されているものというふうに認識しているところでもございます。

そのほかにも、これまで定期的に開催されております地域の市民委員会の役員会への参加ですか、江丹別地域の全世帯に配付している処分場だよりを通じて、処分場の運営状況、あるいは、環境調査の結果を説明、報告させていただいておりまして、透明性を重視した取組を行ってございます。

また、今回、中園廃棄物処分場は廃止ということですが、そういった節目、節目におきましても地域の方からしっかりと意見を伺いながら誠実に対応してきている状況にあるというふうに考えてございます。

市といたしましては、こうした日頃からの取組が重要であると考えておりますし、やはり、それが地域の安心した暮らしにもつながっていくものとも考えてございます。

中園廃棄物処分場埋立て終了から20年以上が経過して、今回やっと廃止となりまして、芳野にある旭川市廃棄物処分場につきましても埋立て期限が近づいておりますけれども、埋立てが終了した後も長い期間をかけて見守っていかなければいけないということもございますので、今後も、引き続き、地域の声をしっかりと聞きながら、また、互いに連携しながら丁寧な処分場の運営管理に努めてまいりたいと考えております。

○横山委員 重ねてではありますけども、江丹別地区の住民の皆さんには迷惑施設を押しつけられたということがやっぱり根底にあって、さらに、それが見えないところに埋められてしまうので、多くの市民の関心を失わせているのではないか、それから、調停や裁判などで戦わざるを得なかつたこれらの問題によって地域も分断され、今も大きな傷を残しているということを伺っています。さらには、今回、次期処分場は春志内になりましたけども、その決定段階でまた江丹別に持つてこられるのではないか、そういう疑惑もあったというふうに伺っています。

旭川市に限らず、様々な自治体でこういったいわゆる迷惑施設と言われるもの受入れについて様々混乱が起きるということはよく耳にしているところであります。少なくとも、現在、旭川は、処分場の環境対策、それから、工場周辺の大気測定など、迷惑施設を受け入れた地域に対して丁寧な対応ですとか監視体制、情報開示も行われていますけども、それはある意味では当然のことなのだと思います。

今後、これらの施設がどうなっていくのか、20年先、30年先にまた新たなことを議論しなければいけないと。そのためにも、ごみ処理をめぐる様々な過去を風化させることなく、市民としっかりと共有することで、環境対策に限らず、様々な市政の課題を市民とともに解決していく、そういうモデルケースとして市では大切にしていってほしいなと思います。

副市長に答弁は求めませんけども、ぜひ市の大きな財産として引き継いでいただきたいということをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○品田委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時57分

○品田委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○えびな委員 おはようございます。

決算の分科会で民生部分の質疑を行うのは初めてなのですから、今日の質疑3項目は全て4款1項3目の我々の暮らしに欠かせない大事なことで、環境衛生費の中からお尋ねしてまいります。

旭川は中核市ということで、地域保健法の規定に基づいて保健所の設置が義務づけられておりますが、調べてみると、平成12年4月に保健所が設置されてから今年で25周年になるそうです。おめでとうございます。

私も引っ越し前の保健所棟にお邪魔したときに、何やら検査を行っているなというのは承知しておりましたが、どのような試験が行われているかという興味もありまして、健康保健部の試験検査費について伺ってまいります。

まず、4款1項3目、試験検査費について、事業目的と概要、そして、令和6年度の決算状況についてお示しください。

○秋葉健康保健部保健所衛生検査課長 試験検査費の事業目的、概要といいたしましては、安全な衛生環境の確保と公衆衛生の向上を図ることを目的に、感染症、食中毒等の微生物検査及び食品添加物、水質、室内空気化学物質等の理化学検査を実施するものでございます。

令和6年度の決算状況につきましては、当初予算額2千458万円に他の事業費等への流用額の13万3千922円を減じ、会計年度任用職員の給与改定に係る補正分23万2千円を加えた予算現額2千467万8千78円に対し、決算額が2千403万6千971円で、不用額は64万1千107円となっております。

○えびな委員 試験検査費は、感染症、食中毒等の微生物検査や、食品添加物や水質、室内空気化学物質等の理化学検査の実施に充てられており、決算額が2千403万6千971円ということです。

その主な内訳についてお聞かせください。

○秋葉健康保健部保健所衛生検査課長 主な内訳といいたしましては、検査機器等の賃貸借等、使用料及び賃借料が1千45万8千884円、検査機器の保守点検業務の委託料が558万5千415円、各種検査器具、検査試薬、検査キット等の消耗品購入に係る需用費が525万5千794円などでございます。

○えびな委員 検査機器の使用料及び賃借料、保守点検業務の委託料や検査器具などの消耗品購入などに使われているとのことです。

先日の事業概要の中で複数の検査を実施しているとありましたが、具体的にはどのような検査を行っているのか、お示しください。

○秋葉健康保健部保健所衛生検査課長 検査は行政検査と依頼検査に大別され、それぞれ必要な微生物検査と理化学検査を行っております。

まず、行政検査につきましては、食品衛生法に基づき、市内に流通する食品の規格基準の適用状況を確認する収去検査を実施しており、令和6年度の検査実績は169検体、食品衛生法や感染症法に基づき、食中毒や感染症などの発生時に原因究明と健康被害の拡大防止のために病原物質や病原体検査を実施しており、令和6年度の検査実績は122検体でした。

なお、食中毒や感染症の発生に対する検査数は予測が難しく、年度によって増減いたします。

ほかにも、公衆浴場法に基づき浴槽水の管理状況の検査等も実施しており、令和6年度の全行政検査の実績は377検体がありました。

次に、依頼検査につきましては、事業者や市民、庁内他部局等からの依頼に基づき、検査手数料を徴収し、行うもので、検便検査、飲用水や浴槽水の水質検査、室内空気環境の化学物質等の検査があり、令和6年度の全依頼検査の実績は853検体で、検査手数料収入は571万2千910円でした。

○えびな委員 検査は、大きく行政検査と依頼検査と呼ばれているものに分かれているそうです。資料要求した表を見てみると、実に多くの検査を実施していることが分かると思います。

年度でもばらつきがありますが、この行政検査のうち、収去検査は市内に流通する食品の規格基準の適合状況を確認するものですね。そして、食中毒や感染症などはあまり発生しないほうがいいのですが、市の対応として病原物質や病原体を検査しなくてはならないと。あとは、公衆浴場やプールの検査があるとのことでした。

一方、依頼検査につきましては、検査手数料を徴収しながら検便検査、そして、飲用水等の水質検査、室内空気環境の化学物質等の検査を行っているとのことでした。

これだけ多くの検査をしかも正確に行うとなると機器の整備体制も重要になってくると思いますが、主な検査機器について、どのようなものをどれくらいの金額で整備しているのか、お聞かせください。

○秋葉健康保健部保健所衛生検査課長 現在、衛生検査課で所有している機器は70台以上あり、そのうち、主な検査機器の整備状況といたしましては、平成28年に552万960円で整備した水質検査に使用する全有機体炭素計、平成30年に685万8千432円で整備した食品の収去検査や室内空气中化学物質検査等で使用するガスクロマトグラフ質量分析装置、令和2年に2千189万8千800円で整備した残留農薬検査や食品添加物検査等の収去検査で使用する高速液体クロマトグラフ質量分析装置などがございます。

○えびな委員 検査技術も日々進歩していますから、1台2千万円を超えるものも含め、非常に高額な機器を複数配置し、使用しているとのことでした。衛生検査課で所管している機器は70台以上あることですね。

この検査機器にもそれぞれ耐用年数があるため、何年かに一度は機器の更新も必要かと思いますが、機器の更新や修繕はどのように行われていますでしょうか、お示しください。

○秋葉健康保健部保健所衛生検査課長 検査機器につきましては耐用年数を参考に計画的に更新する必要があると考えております。

現在、使用している検査機器の多くは、導入から10年以上が経過し、老朽化が進んできておりますが、先ほど御答弁申し上げたとおり、高額な機器が多く、厳しい財政状況等により、耐用年数を超えて新たな機器の導入が難しいことから、常日頃から動作性の確認と精度維持に努めながら

検査を行っているところです。

耐用年数を超えて使用している機器が故障するケースも増えておりますが、故障は予期することが難しく、修繕費の予算を確保することも容易ではないため、ほかの事業費からの流用により修繕費を捻出するといった対応を行っております。

○えびな委員 耐用年数を超えて使用している機器も多く、修繕費の予算を確保することも容易ではないとのお話でした。しかし、こういった検査機器は高額であるからこそ、メンテナンスの予算を確保していくことが大事かと思います。

機器が故障などによって使えなくなった場合、行政検査や依頼検査にどのような支障があるのか、お聞かせください。

○秋葉健康保健部保健所衛生検査課長 使用する検査機器が故障した際には、検査結果を早急に出す必要があるものにつきましては、北海道や民間の検査機関に依頼し、また、市民等からの依頼検査につきましては、民間の検査機関を紹介するなど、状況に応じて対応いたしておりますので、直ちに重要な支障が生じるといったことはありません。

しかしながら、仮に本市の機器の故障が多発し、他の機関への検査を依頼する回数や頻度が増えた場合、北海道や民間の検査機関でも受入れには限界があることから、検査を依頼しても断られるといったことも想定されます。

特に、行政検査は、食中毒や感染症など、健康危機の発生時における原因究明や健康被害の拡大防止、また、食中毒による営業停止命令や流通食品の規格基準逸脱による回収命令など、行政処分の判断に必要不可欠な検査であり、正確かつ迅速な検査が必要となることから、機器の故障はこうした処分の決定にも重大な影響を及ぼす可能性があるものと考えております。

そのため、本市において適切な検査を行えるよう、所管する検査機器を常に良好な状態で保有しておくことが重要であると考えております。

○えびな委員 今後、機器の老朽化が進み、故障の発生頻度が増え、検査ができない状況になることも予想されます。

ただいま答弁にもありましたとおり、機器の故障により、食中毒や感染症などの迅速な原因究明や健康被害の拡大防止が遅れてしまうこと、また、営業停止命令や回収命令などの行政処分といった重大な判断が遅れるなど、市民の健康と暮らしを守り、安全な衛生環境の確保を図ることに影響が出ると思われます。

今後、市としてどのように対応していく考えか、お聞かせください。

○山口健康保健部長 機器の故障による検査停止や不具合により検査精度が確保できなくなることで当該事業の目的である安全な衛生環境の確保と公衆衛生の向上が果たせなくなるなど、影響は非常に大きいものと認識しております。

そのため、検査機器の計画的な更新、突発的な故障に備えた修繕費の確保、メーカーによる保守点検整備による突発的故障の防止など、機器の良好な作動と精度維持に向けた予算確保に努めてまいりたいと考えております。

○えびな委員 今の旭川市の財政状況を考えますと、決して余裕のある財政状況とは言えない中、高額な機器をまとめて更新できる予算の確保は容易でないことも理解できます。しかしながら、自家用車等もオイルをきちんと交換し、老朽化した部品を取り替えるなど、大事にメンテナンスして

乗ると走行距離も増え、価値も保たれると言われています。

市民の命と財産を守る消防車も、有事に備えて点検と動作確認を行い、ぴかぴかに磨かれ、万全の準備を整えているように見えます。

同じく、市民の健康と暮らしを守り、安全な衛生環境の確保を図るといった観点では、保健所の果たす役割は重要であると考えます。ぜひ、配置している主要な機器に関して、まずはメーカーによる保守点検整備を行いながら計画的な更新を進めてほしいと申し述べて、試験検査費についての質疑は終わらせていただきます。

続きまして、環境部にも同じ4款1項3目から地球温暖化対策推進費について伺ってまいります。

現在、政府を中心に、石炭や石油など、化石エネルギー中心の産業構造、社会構造から、CO₂を排出しないクリーンエネルギー中心へと転換するために経済社会のシステムの全体の変革を目指すGX、グリーントランスフォーメーションが進められています。

2026年度からは、温室効果ガス削減を施すため、CO₂排出量をお金に換算して企業が負担するカーボンプライシングの一つである排出量取引制度が本格稼働するとのことで、CO₂の直接排出量が10万トン以上で、製鉄や石油、自動車、化学など、約300社から400社が対象になってくる見込みだそうです。

政府は、日本企業が持つGX関連技術を活用しながら革新技術の研究開発を通じたイノベーションに取り組み、それをビジネスにつなげていきたいと考えているようですが、GXの先にどんな旭川の未来があるのかということが大変気になりますし、ここはゼロカーボンシティ担当の安富課長に伺ってまいります。

まず、地球温暖化対策推進費について、令和6年度の事業の概要と決算額をお示しください。

○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長 地球温暖化対策推進費の概要につきましては、ゼロカーボンシティ旭川の実現に向け、旭川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、市民の脱炭素意識の高揚や行動の変容を目的とした植樹イベント等の普及啓発活動、市内中小企業者を対象とした温室効果ガスの排出量の可視化に関する費用の一部補助を行っております。

そのほかにも、旭山動物園におけるエネルギーの自給自足、また、これを起点とした分散型エネルギーの拡大による地域経済の活性化を目指したゼロカーボンZOOに関する現状調査や将来の方向性の検討等を行う委託業務を実施しており、令和6年度の決算額は1千663万6千595円となっております。

○えびな委員 ゼロカーボンシティ旭川の実現に向け、旭川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、様々な普及啓発活動や費用補助、そして、将来の方向性の検討等を行う委託業務を実施したことです。

このゼロカーボンシティ旭川の趣旨について教えていただけますでしょうか。

○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長 ゼロカーボンシティ旭川につきましては、地球温暖化という地球規模の課題の解決を目指した国内外の動向を踏まえまして、本市といたしましても、この大きな課題に高い目的意識を持って地球温暖化対策に取り組むことを決意し、脱炭素と社会が調和しつつ取組が進み、安心して暮らせる豊かな地球環境を次の世代に引き継いでいくため、令和3年10月、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティ旭

川の実現を目指すことを表明したものです。

○えびな委員 旭川市は、令和3年の旭川市議会第3回定例会の市長の所信表明においてゼロカーボンシティを表明していますが、環境省では、2050年にCO₂を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが、または、地方自治体として公表された地方自治体をゼロカーボンシティとしているそうです。

全国的にはどうなのかなということで調べてみると、2025年9月末時点ではありますが、1千188自治体がゼロカーボンシティを宣言しているそうです。この数字の中に都道府県も入っているのですけれども、旭川市は全体で476番目に宣言を行った自治体だそうです。

ちなみに、道内でいいますと、これには道も含まれ、179市町村プラス道ですから、180分の171で、171自治体が宣言しているということです。また、表明市町村人口は道内市町村人口の99%になるということだそうです。

さて、そのゼロカーボンシティ旭川の実現に向けては、旭川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、様々な施策を行っていると前の質問の答弁で回答がありました。この計画の概要についてお示しください。

○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長 旭川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、地球温暖化対策推進法の規定に基づきまして、国や北海道の計画を踏まえ、令和12年度までに平成25年度比で48%の削減、2050年度までに実質ゼロにするとの目標を掲げるとともに、脱炭素を成長の機会と捉え、家庭及び事業者における脱炭素行動の促進、再生可能エネルギーの導入拡大、脱炭素型まちづくりの推進、二酸化炭素吸収源の確保の4つの基本方針の下、市民、事業者、本市のゼロカーボンシティ旭川の実現に向けた取組の基本的方向性を取りまとめております。

○えびな委員 恥ずかしながら旭川市がなぜこの計画をつくっているのかがよく分からなかったので、環境省のページで調べてみました。そこによると、地球温暖化対策の推進に関する法律を根拠に、中核市も地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定が義務づけられているそうです。

これは、国や北海道が示した地球温暖化対策の方針などを踏まえ、我が市の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画とのことで、計画期間に達成すべき目標と実施する措置の内容が記載されています。

2022年4月に施行された改正法律によると、市町村は、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する地球脱炭素化促進事業に係る促進区域や、環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努力することとされています。

こういった計画に基づいて様々な事業が令和6年度に行われましたが、その中でも決算金額が全体の約85%を占めるゼロカーボンZOOに関する委託業務に係る決算額と、本委託業務に関して、国の交付金などの活用の有無についてお伺いいたします。

○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長 本委託業務の決算額は1千408万円となっており、地域の強みを生かした地域エネルギー事業の創出による地域経済循環の創造をはじめ、災害時における地域レジリエンスの強化や地域脱炭素の促進等を目的としました総務省の地域経済循環創造事業交付金を活用しており、充当率は2分の1となっております。

○えびな委員 充当率が2分の1の地域経済循環創造事業交付金を活用しているとのことでした。

では、本委託業務の受託事業者の決定に当たってはどのような方式を採用したのでしょうか。また、本業務の概要についてお伺いいたします。

○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長 本委託業務は、旭山動物園を起点とした地域循環型エネルギーシステムの構築に当たって必要となる各種調査検討の実施、実現可能性の高い事業の方向性の整理等を目的とし、高度な専門性や豊富な実績等が求められることから公募型プロポーザルにて受託事業者を決定しております。

また、本委託業務では、ゼロカーボンZOOに係る検討整理としまして、旭山動物園におけるエネルギーの需給状況の調査、動物園から配置される温室効果ガスの把握、動物園における再エネ・省エネ設備の導入の検討、本市における再エネポテンシャルの調査、ポテンシャルを踏まえた動物園を起点とする旭川工業団地、旭川空港、中心市街地など、地域循環型エネルギーシステムの構築に有効なエリアの設定、エリアを踏まえた最適なエネルギーシステムや地域エネルギー会社の検討、地域循環型エネルギーシステムの構築、運用のスキームやプレーヤーの検討等を実施したことございます

○えびな委員 公募型プロポーザルにて受託事業者を決定したとのことでございました。

では、この委託業務の成果についてお示しください。

○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長 本委託によりまして、旭山動物園内における電気や熱の使用状況、使用に伴う温室効果ガスの排出量の把握、太陽光やバイオマス等の導入による設備機器前の削減量の試算等を通じたゼロカーボンZOOの実現に向けた基本的方向性の確立、各種オープンデータの整理、分析等を通じた本市における太陽光、風力、中小水力等の種別ごとの再エネポテンシャルの把握、地域エネルギー会社による市内での再エネ電気の調達及び販売というビジネスモデルの中で想定される事業対象エリア及び主な事業化前の事業採算性の検討等を通じた地域循環型エネルギーシステムの実現可能性の整備という成果が得られたものと考えております。

○えびな委員 様々得られた成果の中で、各種オープンデータの整理、分析等を通じた本市における太陽光、風力、中小水力等の種別ごとの再エネポテンシャルの把握とありましたが、把握した再エネポテンシャルについて定量的にお示しください。

○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長 把握しました再エネポテンシャルにつきまして、設備容量で申し上げますと、建物系及び土地系の太陽光は約4千800メガワット、風力は約1千900メガワット、中小水力は約5メガワット、合計で約6千700メガワットとなっております。

○えびな委員 太陽光は約4千800メガワット、風力は約1千900メガワット、中小水力は約5メガワット、合計で約6千700メガワットの再エネポテンシャルとのことでございました。

ちなみに、本市における再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用した発電設備の導入容量は、2023年度時点で約22.6メガワットだそうですが、1メガワットでおおよそ240世帯が1年間使う電力を賄えるそうです。

市内のポテンシャルでいうと、160万世帯の年間電力、風力だけでも45万6千世帯の年間電力を賄えるという計算でやっているのでしょうか。とはいって、あちらこちらに太陽光パネルを敷き詰め、山林に風車だらけの状態となることが予想されますので、全てのエネルギーを利用すること

は現実的ではないかもしれません。

ゼロカーボンZOOに関する委託の成果を踏まえ、本年度、どのような取組を実施しているかについてお尋ねいたします。

○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長 本委託の成果を踏まえ、本年度は、旭山動物園におきまして、再エネ・省エネ設備の具体的な導入検討に向けましたエネルギー消費量の詳細調査や設備等に関する実施設計等を実施しております。

また、本市における再エネポテンシャルの有効活用に向けて、環境部におきまして、陸上風力と太陽光発電の2つを対象に、市内の全域を再エネ導入が困難、促進が可能、調整が必要等のエリアに分けるためのゾーニング検討業務を行っており、文献調査やヒアリング、現地調査等を実施するとともに、専門家や市民、関係団体等で組織する旭川市GX懇談会を組成した上、ゾーニング調査等の情報共有、意見反映を図っております。

○えびな委員 本年度は、旭山動物園における取組のほか、陸上風力と太陽光発電の2つを対象にゾーニング検討業務を行っており、旭川市GX懇談会において、ゾーニング調査等の情報共有や意見反映を図っているとのことです。

私もゾーニング検討事業の資料を見させていただきました。地域と共生する再エネ事業の導入を促進していくためのマップを作成し、それを基に地域関係者や事業者で話し合っていくことがメインの目的と理解しております。

では、本市への再エネ導入が地域社会や経済にどのような影響を及ぼすか、お答えください。

○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長 エネルギーの安定供給の確保が世界的に大きな課題となる一方で、近年、急速に拡大しているAIの普及やデジタル化の進展等による電力需要の増加が予想されている中、国や北海道は、GX実現に向けた基本方針やGX2040ビジョン、北海道GX地域未来投資促進基本計画等の下、エネルギー政策と産業政策を一体化させた長期的視点からのGX施策を展開しています。

現在、石狩、札幌、千歳、苫小牧の道央エリアにおきまして、ラピダスを軸に大型のデータセンターを含む高付加価値の半導体関連企業が急速に集積しておりますが、こうしたDX関連企業は再エネを大量に受容しますことから、本市の再エネポテンシャルを活用しました再エネ導入は、温室効果ガスの排出削減のみならず、旭川エリアにおける宗谷の豊富な再エネと接続するための送電網の整備や、DX関連企業の誘致、集積、また、これに伴う市内関連産業への波及等、本市の経済活性化にもつながっていくものと考えております。

○えびな委員 我々の会派でも、石狩湾新港の液化天然ガス発電所や洋上風力発電、そして、千歳の大型データセンター建設予定地等も視察してまいりました。本当に規模とその迫力に圧倒されながら、まさに道央エリアでは破竹の勢いで開発が進んでいると実感したところです。

その一方で、我がまちの未来を想像したときにこのGXの波で本当に市民が豊かになっていくのかなという懸念もあります。GX懇談会の資料でもいろいろなトラブルの事例というのが表記されていました。

例えば、釧路市では、住民が自然環境の悪化や浸水を懸念して、市に市有地貸与停止を要望したり、これはメガソーラーの件ですね。あと、風力発電についても、幌延町では、バードストライク、鳥がぶつかって命を落としてしまうというような事例もあるようです。

こういった事例もありながら、最後に、環境に配慮しながら本市に再エネを導入するに当たっての今後の取組の方向性について伺います。

○太田環境部長 再エネの導入につきましては、先ほど担当課長からも答弁させていただきましたように、例えば、DX関連企業の誘致、集積にもつながっていくということもございますので、地域経済の活性化に資するものであるところですが、その反面、委員の御指摘にありますように、現在、全国各地で問題視されております自然環境や生活環境を軽視する行き過ぎた導入が地域社会とのあつれきを発生させるといった大きな課題、あるいは、社会問題になっているということもございまして、やはり、環境の保全と地域共生型の再エネ導入を両立させる仕組みというものが必要であるというふうに認識しているところでございます。

そのため、今後も、より一層、国や北海道、その他関係機関などと密接に連携しながら、ゾーニングの検討結果ですとか、旭川市GX懇談会での議論といったものを踏まえながら、特に導入に当たって調整が必要なエリアに関しては地域の理解を得るといったことを基本とするなど、環境に配慮した適正な導入を実現するための仕組みづくりについてしっかりと検討を進め、環境と経済の好循環から本市の持続的な成長と発展を目指してまいります。

○えびな委員 温暖化対策で旭山動物園に目をつけ、分散型エネルギーの拡大に取り組んでいるのは、市民にも浸透しやすく、市内外に対してもいいイメージをつくれるんじゃないかなというふうに思っております。ただ、強いて申し上げるとすれば、もっとこの地域の特性に目を向けてほしいかなと、デザインの力でチャレンジすることも考えてほしいというふうに思っております。

例えば、旭山動物園でいいますと、今、動物のふんや尿からもバイオガスプラントで電気をつくれる時代でございます。雪氷熱のエネルギーを使ったほつきよくぐま館ですとか、夜行性の動物であるマヌルネコは人気ですが、そういう運動エネルギーでのLED点灯といったものはわくわくすると思いますし、デザイン都市の観点からいうと、シリコンを使わずに環境に優しいペロブスクイトを使った太陽光パネルと旭川地域材のフレームを組み合わせるとか、新しい市有施設に建材一体型太陽光発電設備を使うということも面白いと思います。こういったものでカーボンクレジットとして投資が促進されると旭川における再エネ産業が活性されるのではないかというふうにも思います。

ゼロカーボンシティ旭川の表明文を読みますと、本市においても地球温暖化が原因とされる現象が発生していると記載があり、脱炭素と社会が調和しながら取組が進み、安心して暮らせる豊かな地球環境を次の世代に引き継いでいくと書かれています。

私は、久しぶりに網走方面にお邪魔したとき、能取湖の近くで白い風車が回っているのが見えました。こういった風車を見て開発が進んでいるんだなというふうに思った一方で、見慣れた景色が変わってしまったと、少し残念な気持ちになったのを思い出します。ゾーニングについても、望まない開発が進み、その影響で異常気象が進むですか、美しい我がまちの景色が損なわれないよう取り組んでいってほしいというふうに考えます。

住むことによって日本や北海道の温室効果ガス排出量を減らす施策、旭山動物園に来ること、そして、旭川で暮らすことがゼロカーボンにつながっていくのだといった大きな視点で我がまち旭川の地球温暖化対策を推進してほしいと申し述べて、次の質問に移りたいと思います。

続きまして、同じく環境部に鳥獣対策費について伺ってまいります。

初日にもこの項目の質問がされておりました。内容が重複しないように質問をしようと思っております。

まず、事業の概要と決算額についてお示しください。

○後藤環境部環境総務課長 鳥獣対策費の事業概要ですが、ヒグマやカラスといった野生鳥獣の被害防止対策を実施したものです。

令和6年度の決算額は1千591万916円でありますて、主な内容といたしましては、カラスの被害防止対策の費用として49万9千400円、ヒグマ対策の費用として1千534万9千430円、その他の事務費が6万2千86円となっております。

○えびな委員 市民からカラスの苦情を受ける機会も多くなっています。

カラス対策49万9千400円の具体的な中身について教えてください。

○後藤環境部環境総務課長 カラス対策の決算額49万9千400円につきましては、全てカラスの捕獲等業務の委託料であります。

委託業務の内容ですが、主に繁殖期にカラスによる人への威嚇、攻撃が発生した場合にその原因物である巣や卵、ひな鳥の搜索を行い、可能であれば巣の撤去を行うほか、卵やひなを発見した場合は捕獲し、指定された場所に放鳥するという内容になっております。

○えびな委員 カラス対策として、人への威嚇、攻撃を行うカラスの巣の撤去、卵を捕獲する、ひなを放鳥するということでした。

この捕獲等の業務について委託しているとのことでありますが、捕獲件数がどの程度あるのか、過去3年間の推移をお示しください。

○後藤環境部環境総務課長 カラスの捕獲業務の実績でありますて、市の職員と捕獲業務受託業者を合わせますと、令和4年度は63回出動し、ひな鳥27羽を捕獲、令和5年度は82回出動し、ひな鳥61羽を捕獲、令和6年度は68回出動し、ひな鳥23羽と卵5個を捕獲しております。

○えびな委員 年によってばらつきはありますが、60回から80回程度出動して業務を行っているとのことです。

私も、カラスに対する苦情を受けますと、駆除できないのか、追い払えないのかと言われることも多いのですが、カラスは鳥獣保護法によって保護されていて、無許可での捕獲や殺傷は法律違反になりますと返答いたしております。

鳥獣保護管理法でカラスも保護の対象であり、むやみに駆除することができないので、対応も限定となり、対策は難しいと思いますが、カラス対策は今後どのように進めていくのでしょうか、お聞かせください。

○太田環境部長 カラスの威嚇行為に関する市民からの相談は、カラスの子育て時期である4月から7月の間に集中してございまして、その対応に苦慮しているところでございます。

カラスの威嚇行為は、自らの子どもを守るためにものでございまして、攻撃を行う前に大きな声で鳴きながら旋回したりするなどし、近づく人に対しまして警告を発しているという状況でございます。こうした警告に人の側も気づき、速やかにその場を離れたり、傘を差すことなどでカラスの攻撃を回避することができるというふうには考えてございます。

カラスの威嚇行為から市民を守るために必要に応じまして巣の撤去や幼鳥の捕獲などは続けていく必要がございますが、一方で、カラスを含む野鳥との共存、共生も重要でありますことから、繁

殖期のカラスの生態について理解を深め、また、有効な自己防衛策が取れるよう、周知に努めてまいりたいと考えてございます。

○えびな委員 生態について理解を深め、有効な自己防衛策が取れるよう周知に努めてまいりたいとの答弁がありました。

今年は、教育委員会でも野鳥講演会「知っているようで知らないカラスの話」が開催されましたし、以前は、環境部でも「カラスの生態と威嚇行動」というセミナーを行っていたと把握しております。

今年の教育委員会の野鳥講演会講師の札幌カラス研究会の中村眞樹子代表は、カラスは野鳥である、害鳥と言われてしまうことが多いが、害鳥とは人間の都合によって生み出された言葉であつて、このような分類が存在するわけではないとおっしゃっているんですね。

ちなみに、「あさひかわ 嵐山の野鳥」という私の前に質問した横山委員が発行している冊子がありますが、そこにもスズメ目カラス科ということでハシブトガラスとハシボソガラスが掲載されています。1部600円だそうです。

実は、カラスは生態系において重要な役割を担っています。雑食性で昆虫や小動物、果物、さらには、死肉を食べるため、自然界での掃除屋として機能しています。

カラスがいなくなりますと、病原菌の拡散や衛生問題を引き起こす可能性があるそうです。そして、カラスは害虫や小動物の個体数を調整する役割を持っていますが、いなくなると、これらの動物の数が増加し、農作物や植物に被害を与える可能性が高くなるとも言われています。

カラスがいない環境というのは一部の人々にとってメリットがあるかもしれません。しかし、長期的にはカラスが担っていた重要な役割が失われ、ほかの動物による代替処理が必要になるため、バランスを欠いた環境が人間社会にも影響を与えることになります。

とはいって、カラスを含む野鳥との共存、共生が重要であることは分かりますが、あまりにも騒音がひどかったり、ふん害で悩まされているという市民の気持ちに寄り添うことも大事かと思います。

毎年、巣をつくるところは対策が必要かと思いますし、市役所の前、永隆橋通の樹木のカラス対策としては小まめな枝葉の剪定作業や、カラスは光を嫌がるみたいなので、ライトアップも効果的かと思います。鳥獣対策費でできない部分はほかの部局とも連携しながら取り組んでいただきたいと指摘いたします。

さて次に、ヒグマ対策について伺ってまいります。

私も、初当選以降、度々、一般質問で行ってきた項目であります。

先ほどヒグマ対策の決算額については1千534万9千430円ということでしたが、具体的な内容についてお示しください。

○後藤環境部環境総務課長 ヒグマ対策の具体的な内容についてであります、金額が大きいものといったしましては、専門事業者によるヒグマの調査、ヒグマ対策用の電気柵やネットフェンスの設置、撤去などに要しました委託料が1千94万187円、また、ヒグマ対策に従事していただいた猟友会の方への謝金など、報償費が261万4千210円であり、そのほか、会議の開催に係る経費やセンサーカメラの賃借料などといった費用がかかったところでございます。

○えびな委員 委託料が大半を占めているようあります。

専門事業者によるヒグマの調査とは具体的にどのような業務なのでしょうか。

○後藤環境部環境総務課長 専門事業者によるヒグマの調査ですが、ヒグマ調査等業務といったとして、EnVision環境保全事務所・もりねっと北海道受託コンソーシアムに885万5千円で委託した事業でございます。

委託業務の内容ですが、まず、ヒグマの生息状況の調査として、ヘアトラップと呼ばれる、薬剤を塗布し、有刺鉄線を巻きつけたくいをセンサーとカメラと一緒に山林内に設置し、興味を持って近づいてきたヒグマの体毛を回収し、本市周辺のヒグマ個体群を特定するという業務を実施いたしました。

また、ヒグマの出没時の調査分析として、ヒグマ出没の通報があった際に、市職員、獣友会に同行し、痕跡や誘因物の有無などについて現地調査を行うほか、DNA検査が可能と見られるヒグマの体毛やふんの採取を実施したほか、ヒグマの生態や事故防止の知識普及を図るためのセミナーなどを実施したところでございます。

○えびな委員 専門事業者の業務内容について理解いたしました。

ヒグマ対策の決算額で報償費が261万4千210円とありましたが、具体的にどのようなものに対して支払ったのか、内容をお示しください。

○後藤環境部環境総務課長 報償費につきましては、ヒグマ対策事業に協力いただいている獣友会の方に支払っているものでございます。

具体的には、ヒグマ出没時に市職員と一緒に出動し、現地の調査を行うほか、ヒグマ対策協議会への出席や3月に実施しました春期管理捕獲事業へ参加をしていただいた方への謝金であります。

○えびな委員 獣友会の方に対してヒグマ出没時の現地調査や3月に実施している春期管理捕獲事業への参加をいただいたときに支払っているとのことです。

この獣友会に参加してもらった春期管理捕獲とはどのようなものでしょうか。

○後藤環境部環境総務課長 春期管理捕獲は、近年、警戒心の薄いヒグマが人里に出没している状況を踏まえ、人里周辺に生息、繁殖するヒグマの低密度化を図り、また、人への警戒心の植付けにより人里への出没を抑制するとともに、ヒグマ出没時に出動する熟練した従事者の減少、高齢化に対処するため、ヒグマ対策に必要な人材を育成し、地域の危機管理体制の充実を図ることを目的として北海道が令和4年度から実施している事業であります。

本市でも、北海道が定める春期管理捕獲の期間に合わせまして、昨年度は令和7年3月29日に東旭川町瑞穂で実施いたしました。

当日は、従事者育成の観点から、獣友会の若年層と熟練のハンターと一緒に山に入り、地上でヒグマの搜索を行ったほか、ドローンを用いて上空からの搜索を実施いたしました。ヒグマの発見には至りませんでしたが、ヒグマ対策に必要な人材の育成には寄与したものと考えております。

○えびな委員 人里周辺に生息、繁殖するヒグマを減らし、人への警戒心の植付けにより人里への出没を抑制し、同時にヒグマ出没時に出動する獣友会の若い人材を育成し、地域の危機管理体制の充実を図ることを目的として春期管理捕獲というのが実施されているそうです。

今年、旭山動物園くらぶの環境保全フォーラムが行われまして、野生動物対策の第一人者である石名坂豪さんの講演を聞いてきたのですが、やはり、道内のヒグマが人を恐れなくなってきたとのお話をございました。

砂川市や札幌市西区でもヒグマが出没していますし、旭川市内の西神楽、東旭川、神居町など、人が暮らす地域との境目の出没が多い印象です。

本市でも、北海道が定める春期管理捕獲の期間に合わせ、昨年度は東旭川町瑞穂で実施したそうですが、これからヒグマ対策において人里とヒグマのすみかを分けていくゾーニング管理をしていく上でも春期管理捕獲が重要な取組であると考えます。

今後どのように進めていくのか、お聞かせください。

○太田環境部長 季節が変わって秋になってからというもの、本当に連日のように全国各地で熊の出没による様々な被害が報道されておりまして、道内でも、札幌市で市街地の公園や住宅地などで頻繁にヒグマが出没して、人的被害も発生しているという状況にございまして、本市といたしましても、そういう状況をしっかりと踏まえながら、より一層の緊張感と危機感を持ってヒグマ対策を進めていかなければならぬと強く感じているところでもございますし、その上で、やはり、春期管理捕獲につきましても重要な取組であるというふうにも認識しているところでございます。

本市では、春期管理捕獲を、これまで、令和5年度、令和6年度に実施しております。いずれもヒグマの発見、捕獲には至っていないといったものの、先ほどの答弁にもございましたように、ヒグマ対策に必要な人材の育成には寄与しているのかなというふうには考えてございます。

しかし、人里周辺に生息、繁殖するヒグマの低密度化を図り、また、人への警戒心の植付けにより人里への出没を抑制するという目的の達成のためには、やはり、ヒグマを実際に捕獲するといったことも重要になってまいります。

そのため、今年度の春期管理捕獲の実施に当たっては獣友会の方ともしっかりと相談し、ヒグマの痕跡を調査した上で、実際に捕獲につなげられる取組となるよう検討を進めているところでございまして、今後も、事業目的をしっかりと踏まえながら、本市のヒグマ対策にとって有効な取組となるよう、獣友会との連携を強化しながら計画的に取り組んでまいります。

○えびな委員 本市の春期管理捕獲は令和5年度から始まったばかりであり、令和6年度は3月29日の1日だけの実施にとどまっています。しかし、皆さんも御存じのとおり、旭川は山林に囲まれており、ヒグマとの緩衝地帯も広範囲に及ぶと思っております。

国ほうでも指定管理鳥獣対策事業費というメニューがありまして、昨年度と比べて補正予算額も増額しており、また、今までエゾシカなどに使われていたものがヒグマにも使えるようになったというふうに把握しております。ぜひ、旭川市においても上手に交付金を活用していただければと思います。今まで、春期管理捕獲は道が2分の1でした。この事業を使うと、国と道が補助するので、4分の1が実施できるというふうになると理解しておりますので、今年度は、春期管理捕獲の期間も1日だけではなくて、日数や場所などを増やして、獣友会の若年層の従事者育成とヒグマと人との緩衝地帯の確保に努めてほしいとお願いをいたしまして、私の前半部分の質疑を終わります。

○品田委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○品田委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○石川厚子委員 私は議員になって14年なのですけれども、向こうの総務側の分科会が長かったんですよね。こっちの民生側に戻ってくるのは実に12年ぶりですので、こちらの分科会はほとんど素人ということで、理事者の皆さん、どうぞお手柔らかにお願いいたします。

それでは最初に、資料を提出していただきました税務部にお尋ねします。

令和6年度の差押え件数と滞納額及び換価充当件数と換価充当額をお示しください。

○山下税務部納稅管理課長 令和6年度の市税及び国民健康保険料の合計になりますが、差押え件数は2千189件、差押えに係る滞納額は3億1千11万3千円、換価充当件数は2千86件、換価充当額は1億4千571万3千円となっております。

○石川厚子委員 令和6年度の差押え件数は2千189件で、換価充当件数は2千86件ということです。

このうち、この資料を見させていただきましたが、国税還付金とその他債権は差押え件数よりも換価充当の件数のほうが多くなっておりますが、これはどういった理由でしょうか。

○山下税務部納稅管理課長 換価充当件数が差押え件数より多い理由につきまして、差押え件数は、令和6年度に新たに差し押えた件数を計上しており、換価充当件数は、令和5年度以前に差押えを行い、令和6年度に換価充当の事務処理を行ったものを含めて計上しておりますことから、結果として換価充当件数が多くなったものでございます。

○石川厚子委員 令和5年度以前に差し押えて、令和6年度に換価充当したということですね。

そこで、税務部の皆さんによく納稅資力ということを言われるのですけれども、この納稅資力というのとは一体何を指すのでしょうか。また、差押えというのは市民の権利を制限する行為に当たると思うわけですが、一体どういう場合に差押えを行うのか、その考え方をお聞きしたいと思います。

○齊藤税務部納稅推進課長 納稅資力、あるいはまた、納付資力というものですが、納稅者の方々の生活実態、あるいは、年齢、家族構成など、個別事情を勘案しまして、一度に滞納額の全額ではなくとも、その解消に向けて市税等の納付に充てることが可能であると判断される財産のことを指すものと認識しております。

また、差押えの実施についてですが、納期限を過ぎても納付がない場合、最初に督促状を発送し、一定期間を置いて電話、訪問により催告を行います。その後、催告書を送付して納付を促します。この結果、全額納付する方もおられます、中には事情により一括で納付できない方もおります。その場合、納付相談により複数回に分けて納付することがありますが、納付資力がありながら、納付しない、納付相談に応じない、納付約束が不履行となる場合などに差押えを行っております。

○石川厚子委員 納付資力がありながら納付しない場合、差し押さえるということなのですが、一体どこからが納付資力なのでしょうか。

1人世帯であれば、10万円以上の預貯金、10万以上の給料があれば、この10万円を超えた部分が納付資力、そのように聞いておりますが、そういった理解で正しいのでしょうか。

1人世帯、2人以上の世帯についてお示しいただきたいと思います。

○齊藤税務部納稅推進課長 納付資力についてでございますが、預貯金につきましては、10万円以上の残高の有無にかかわらず納付資力があるものとみなします。

ただし、預貯金の原資が児童手当や児童扶養手当などの差押え禁止財産であるか否か、納付の意思の有無、生活実態など、個別事情などを勘案し、総合的に判断しているところです。

次に、給与につきましては、国税徴収法及び国税徴収法施行令の給与の差押え禁止の項目の規定に基づき、例えば、1人世帯で給与の総支給額が月額20万円の場合、そこから社会保険料などの公租公課を差し引いて10万円以上ある場合にはその10万円を超える額を納付資力とみなし、2人以上の世帯の場合は1人増えるごとに4万5千円を加算した額を超える部分を納付資力とみなします。

○石川厚子委員 預貯金については、10万円以上の残高の有無にかかわらず、納付資力があるとみなすことでした。

そこで、確認したいのですが、給料が振り込まれた途端に預貯金とみなして、10万円を超えた分を差し押さえることがあるという話を聞いたのですが、これは事実でしょうか。

○齊藤税務部納稅推進課長 一概に、単身、1人世帯の場合は10万円というちょっときりの額ではありませんけれども、預貯金口座に給与が振り込まれます。その預貯金口座を狙ってといいますか、支給された日に給与振込の預貯金口座を差押えするときは給与の差押えと同様の扱いで控除して差押えをしております。

○石川厚子委員 給与と同様に控除して差し押さえるということは給与と同じということでおろしいですか。

○齊藤税務部納稅推進課長 実際の給与の計算と同じ形で差押え金額を算出しております。

○石川厚子委員 分かりました。

この資料の5年間を見ますと、差押え、換価充当とも件数、金額ともに増減を繰り返しながら、ほぼ横ばいかなというふうに思うわけです。一方、税務部が設置された平成20年と比較すると、件数は倍以上ですが、金額は大きく減っております。

これは、1件当たりの差押え金額は減っているといった理解でよろしいでしょうか。

○山下税務部納稅管理課長 平成20年度の1件当たり差押え金額は約146万円でありますが、令和6年度は約14万円となっております。

1件当たりの平均差押え額が減少した理由は、滞納整理が進み、納稅者の納付意識が高まったことなどの影響によるものと認識しております。

○石川厚子委員 平成20年度と比較すると、決算年度の1件当たりの差押え金額は146万円から14万円というふうに10分の1となっておりますね。

令和6年度において1件当たり一番少ない差押えの金額は幾らだったのでしょうか。

○山下税務部納稅管理課長 1件当たりの差押え金額の最少額は310円となっておりますが、納付されないため、法令等に基づき、差押えに至ったものであります。

○石川厚子委員 310円ということで、電話をかけたり訪問したりにかかる経費のほうがよほど大きいかなというふうに思います。

令和6年度の差押え件数2千189件のうち、預貯金が1千627件、給与185件、生命保険141件、年金18件となっておりますが、一方、平成20年度の差押え金額ですが、年金は差押え件数がゼロですよね。

国民年金法ですか厚生年金保険法では年金の差押えを禁じているのではないのでしょうか。

○齊藤税務部納稅推進課長 民間債権での差押えでは差押え禁止財産となっておりますが、税における年金の差押えにつきましては、国民年金法第24条及び厚生年金保険法第41条において、国税滞納処分やその例による処分により差し押さえる場合はこの限りではないと規定されており、差押えは禁止されておりません。

○石川厚子委員 年金の差押えは禁止されていないことなのですが、令和6年度、滞納期間が1年以内で年金が差押えになったといった事例はあるのでしょうか。

○齊藤税務部納稅推進課長 地方税に基づく守秘義務がありますことから、個別具体的な内容についてお答えすることはできませんが、滞納期間が1年以内で年金が差押えになった事例はございます。

○石川厚子委員 滞納期間1年以内で年金が差押えになった事例はあるとのことですね。

滞納者には延滞金というものが課されていると思いますが、利率は何%なのでしょうか。

○齊藤税務部納稅推進課長 延滞金の利率は暦年単位で見直すこととなっており、年によって異なる場合がありますが、令和6年におきましては、税目ごと、期別ごとの滞納金額において完納となる日まで加算され、納期限の翌日から1か月は2.4%、1か月を経過した日以降からは8.7%となっております。

○石川厚子委員 1か月を過ぎた日から8.7%と、大変高い利率となっております。

延滞金というペナルティーを課されながらもなおかつ差押えするということについてどのように思われるでしょうか。

○齊藤税務部納稅推進課長 延滞金につきましては遅延利息の意味合いがあり、納期限内に納付していただくことを守っていただくため、また、納期限内に納付されている多くの方と納期限内に納付されない方との公平性を図るため、延滞金を納付していただいており、災害や病気、失職など、やむを得ない事情がある場合には、申請に基づき、延滞金を減免しております。

次に、差押えにつきましては、納付される方と納付資力があるものの納付されない方との公平性を図るために法令等に基づき実施しているものであり、差押えができる財産がないときや差押えにより生活を著しく窮屈させるおそれがあるときなどは差押えの執行を停止しております。

○石川厚子委員 以前に、営業中のおそば屋さんで冷蔵庫などにべたべたと差押えの札を貼っていたという事例がありましたね。差押えで営業が継続できなくなり、より納税が難しくなるのではないかと思いますが、見解をお伺いします。

○齊藤税務部納稅推進課長 個別具体的な内容についてお答えすることはできませんが、過去に業務用備品の差押えを行う場合がありました。

しかし、特に事業の継続に直結するものについては、使用収益を認めた上で営業に支障のないように差押えを行ったものと考えておりますが、個別案件ごとに諸般の事情を十分考慮した上で差押えを実施する必要があると認識しております。

○石川厚子委員 収益を認めた上でということは、その冷蔵庫は差押えの札が貼られた後も使ってもいいということだとは思うのですが、それにしても、お客様がいる前で差押えの札をべたべたと貼られるということは店の信用に関わると思うんですよね。

以前は5千件を超える差押えがあったというふうに聞いておりますので、その当時に比べると少しはよくなつたかもしれません、僅か310円を差し押さえられる、平成20年には差押えゼロだ

った年金が滞納期間1年以内で差し押さえられている。これは年金で生活する高齢者の方にとって生死に関わる問題だと思うんですよね。

いずれにいたしましても、税務部ができた平成20年度と比較して強権的に差押さえを行っているといった印象を受けるわけなのですが、部長の見解をお伺いします。

○金澤税務部長 将来にわたり持続可能な財政運営を確立するためには安定的な市税収入の確保は重要でございますが、税務部といたしましても法令を遵守し、納税をしていただく多くの市民の方々が納得していただける公平公正な税務行政を推進できるよう、日々、取り組んでいるところでございます。

ただいま委員から御指摘のあったように、平成20年度に税務部が設置されまして、過去には営業時間中における業務用備品の差押さえといった一部配慮を欠く事案もございましたが、これまでの様々な滞納処分の経験を蓄積するとともに、業務の見直しや改善を図りながら滞納の縮減に取り組んでまいりました。

特に、差押さえにつきましては、市民の権利、あるいは、財産に大きな制限を与えることから、画一的で安易な差押さえは厳に慎むべきものでございまして、現在では、我々、税務部職員一同の共通認識として、社会情勢、あるいは、滞納者とその家族の生活保障といった社会的配慮という観点を常に念頭に置きながら適切に対処しているところでございます。

今後におきましても、生活の維持、事業の継続等に支障のないよう、慎重かつ丁寧な対応を心がけまして、委員から御指摘のございました強権的に差押さえを行っているという印象を決して持たれることがないように、そして、税務行政が市民に一層信頼していただけるように税務部が一丸となって取り組んでまいります。

○石川厚子委員 今、税務部が一丸となって取り組むという部長の言葉を信じまして、この項目については以上とさせていただきます。

続きまして、寿バスカードについてお尋ねします。

これは一般質問でも取り上げさせていただいたのですが、高齢者バス料金助成制度の概要と決算額をお示しいただきたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 高齢者バス料金助成制度につきましては、年度内に70歳に到達される方を含めて、市内に住所を有する70歳以上の方でバスを利用できる身体状況の方を対象とし、市内の乗降に限り、1乗車につき100円の負担で乗車できるバスカードを交付するもので、交付時に2千円の負担を求めております。

なお、身体障害者手帳等の交付を受けている場合はそれぞれ2分の1に軽減をしております。

次に、決算額は2億5千846万7千593円で、財源は特定財源4千540万2千440円、一般財源2億1千306万5千153円となっております。

○石川厚子委員 この寿バスカードにつきまして、令和5年度はアンケート調査を実施したと思います。

決算年度は、このアンケート調査の結果を受けて、どういった取組を行ったのでしょうか。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 令和6年度につきましては、制度創設時から現在に至るまでの社会情勢の変化や令和5年度に実施したアンケート調査の内容等を踏まえ、本制度の現状と課題のほか、課題対応に向けた当面の進め方について検討を進めてまいりました。

○石川厚子委員 アンケート調査の内容等を踏まえて、現状と課題のほか、課題対応に向けた当面の進め方を整理してきたとのことですね。

寿バスカードを購入された市民に対するアンケート調査の結果について少し見ていきたいと思います。

まず、バスの利用頻度で一番多かった回数は何回でしょうか。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 1か月間に数回の選択者が、回答者数のうち、38.5%となっております。

○石川厚子委員 1か月数回利用との回答が一番多かったということなのですが、ほぼ毎日を選択した方は少なかったかなと思うわけです。ほぼ毎日を選択された方に年齢的な特徴というものはあるのでしょうか。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 ほぼ毎日の選択者について、70歳から74歳の方が占める割合が35.7%、同様に、75歳から79歳が26.2%などとなっており、ほぼ毎日の利用される方の年齢は70歳代が中心となっております。

○石川厚子委員 ほぼ毎日を選択した方は70歳から74歳が一番多かったということなのですが、これはどういう理由によるものと考えられるでしょうか。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 利用頻度と年齢、利用目的の各回答状況を基にお答えすることとなるため、サンプル数が小さくなりますが、ほぼ毎日を選択した70歳から74歳の方の利用目的は通勤目的が最も多くなっております。

○石川厚子委員 通勤目的ということはバスに乗って仕事に行くということですよね。70歳を過ぎても働いているということだと思います。

次に、バスの利用目的について一番多いものとその次に多いものを挙げていただきたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 バスの利用目的に関する質問への回答につきましては複数回答となっており、病院に通うための選択者が回答者数のうち、63.9%、次いで、食品、日用品等の生活に必要なものを買いに行くための選択者が同様に45.8%となっております。

○石川厚子委員 続いて、自動車の運転状況ではどういった状況が一番多かったのでしょうか。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 自動車の運転状況につきましては、自分も家族も運転はしない、またはできないの選択者が、回答者数のうち、36%となっております。

○石川厚子委員 今のこれらの回答を総合的に判断いたしますと、自分も家族も自動車を運転しない、または、できない者が通院や日用品の買物のためにバスを利用するケースが多い、そういう理解でよろしいでしょうか。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 令和5年度に実施したアンケート調査の内容からは、寿バスカード購入者のうち、80%以上の方が自ら自動車を運転できず、通院や日用品の買物を中心に利用しているものと捉えております。

○石川厚子委員 次に、アンケートの質問の13番目なのですが、寿バスカードを利用できる条件を変更したり新たに設けることについてどのように考えますかという設問に対して、選択肢1の許容できる、選択肢2のどちらかというと許容できる、この1と2を足した割合をそれぞれお答えいただきたいと思います。

1番目、70歳以上という年齢を引き上げること、2番目、2千円の交付時負担金を引き上げること、3番目、寿バスカードが利用できる日、曜日を限定すること、4番目、寿バスカードが利用できる時間帯を限定すること、5番目、寿バスカードで利用できる金額に上限を設けること、6番目、所得によって寿バスカードの利用を制限すること、7番目、1乗車100円の料金を引き上げること、以上の7項目について、許容できる、また、どちらかというと許容できるを足した割合をお答えください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 各項目について、順次、お答えをいたします。

まず、70歳以上という年齢を引き上げることが66.1%、次に、2千円の交付時負担金を引き上げることが44.1%、次に、寿バスカードが利用できる日または曜日を限定することが16.8%、次に、寿バスカードが利用できる時間帯を限定することが18.6%、次に、寿バスカードで利用できる金額に上限を設けることが37.3%、次に、所得によって寿バスカードの利用を制限することが42.1%、最後に、1乗車時100円の料金を引き上げることが32.2%となっております。

○石川厚子委員 今の答弁をお聞きしますと、許容できる、または、どちらかというと許容できる回答が一番多かったのは年齢の引上げでしたね。誤解のないように言っておきますが、私は決して年齢の引上げを進めたいわけではありません。ただ、このアンケート調査の結果を重視するなら年齢の引上げということを検討すべきではなかつたでしょうか。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 令和6年度にアンケート調査の内容について分析等を進めてきた結果、寿バスカードの利用者と自動車の運転状況の関係を見ると、70歳から74歳までの年齢区分において自ら自動車を運転できない者が占める割合が約74%となっており、制度の対象年齢を引き上げる場合はその影響等を慎重に見極めることが必要であると考えたところであります。

○石川厚子委員 年齢の引上げについては影響を慎重に見極めたとのことですね。

ちなみになんですけれども、この対象年齢を引き上げた場合と交付時負担金を引き上げた場合、どちらが市の財政負担が少なく済むのでしょうか。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 市の財政負担への影響につきましては、見直しの内容によって異なるため、対象年齢に関する取組と交付時負担金に関する取組による影響額を比較することは困難ですが、傾向といたしましては、対象年齢の引上げは制度の実施に要する費用全体が縮小することによる一般財源の削減、交付時負担金の引上げは、制度の実施に要する費用全体は変わらず、市扶助費の財源内訳として、寿バスカード交付時負担金の増加による一般財源の削減が生じるものと考えております。

○石川厚子委員 どちらが市の負担が少ないかは分からぬということだと思うのですが、先ほど、対象年齢を引き上げた場合は自ら自動車を運転できない方に与える影響が大きいと、このように温情味のある答弁をしていらっしゃいましたよね。

高齢者の足を守るため、交付時負担金は引き上げるのではなく、制度は現行のまま維持するのが望ましいと思いますが、見解をお伺いします。

○高田福祉保険部保険制度担当部長 高齢者バス料金助成制度につきましては、先ほど答弁にありましたように、70歳以上の方を対象として、利用上限額等を設けずに、1乗車当たり100円の利用料金で利用できる内容としておりまして、制度を安定的に持続するための仕組みとして、平成

1 8年度から寿バスカードの交付時負担金を導入しているところでございます。

まず、令和6年度に今後の在り方の検討を進める中で、先ほどから出ております年齢の引上げや1乗車当たりの料金の見直し、それから、利用上限の設定などにつきましても案としてはござりますけども、現在、アンケート調査からも見られるように、自ら自動車を運転できない方が通院や日用品の買物などに利用されているという状況に鑑みますと、利用者への影響の見極めだとか対応策の検討には時間を要するものと考えたところでございます。

しかし、その一方で、事業を実施する上で、利用者、バス会社、市の3者による負担割合のバランスにも配慮することが必要でございまして、近年のバス料金の改定により既に市の負担割合が大きくなっている状況にございます。

このたびの見直しは、こうした状況を踏まえまして、寿バスカード交付時負担金の考え方に基づきまして、これまでのバス料金の改定に連動した内容での負担金の改定により、利用者への影響にも配慮しつつ、制度を安定的に継続するための環境を整えようとするものと考えてございます。

○石川厚子委員 制度を安定的に継続するための環境を整えるということは値上げするよということだと思います。

今後、パブリックコメントの実施を予定していると思うのですが、予定しているのであれば、その時期と内容についてお示しいただきたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 高齢者バス料金助成制度の寿バスカード交付時負担金の改定につきましては、本年7月に審議会から受けた答申内容を踏まえて市の考えを整理し、おおむね11月から12月中旬にかけての1か月半程度の期間で市民意見提出手続の実施を予定しております。

○石川厚子委員 11月からパブリックコメントの実施を予定しているということですね。

確かに、こここのところ、バス運賃は値上げしていますよね。そのため、市の負担が大きくなっているということは理解するのですが、2千円を4千円に上げるというのは値上げ幅が大き過ぎるということを指摘にしようかと思ったのですが、やはり、この値上げ幅が倍になることについてもう一度答弁をお願いします。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 附属機関からの答申によりますと、交付時負担金改定額4千円という内容と併せて、2千円から4千円への改定幅について、段階的実施など、激変緩和に努めるようという答申内容でございました。

私どもは、この制度の中で改定の幅、額についての規定は定めておりませんけど、全庁的に適用されている受益と負担の適正化へ向けた取組指針等を参考にしますと、1.5倍という基準がございます。

私どもとしては、審議会の内容、答申内容を踏まえてということで、改定の進め方についても1.5倍ルールというものを参考にしながらという形で検討しております。

○石川厚子委員 審議会の答申を受けて1.5倍ルールも参考にしながらということは、今の2千円を段階的に3千円にして、その後、4千円にするという方向性だとは思うのですが、いずれにしても2千円が4千円になるということは倍になる。これは市民の負担が大き過ぎるということを再度述べまして、この項目の質疑は終わらせていただきます。

続いて、国保についてお伺いします。

国民健康保険事業特別会計の実質収支をお示しください。

○堀江福祉保健部国民健康保険課長 国民健康保険事業特別会計の令和6年度決算につきましては、歳入が335億7千594万40円、歳出が333億3千750万1千493円、実質収支は2億3千843万8千547円の剩余となりまして、剩余金は全額を基金に積み立てております。

○石川厚子委員 剩余金は全て基金に積み立てているとのことですね。

それでは、過去3年間の被保険者数と加入率の推移をお示しください。

○堀江福祉保健部国民健康保険課長 令和4年度末の被保険者数は6万1千209人、加入率は18.98%でございます。令和5年度末の被保険者は5万8千45人、加入率は18.25%、令和6年度末の被保険者数は5万4千676人、加入率は17.41%で、令和4年度末と比較いたしますと、加入者数は6千533人の減、加入率は1.57%の減となってございます。

○石川厚子委員 被保険者数、加入率とも、少しずつではありますが、毎年減少しております。

これはどういった理由によるものなのでしょうか。

○堀江福祉保健部国民健康保険課長 減少の主な理由といたしましては、団塊の世代と言われる昭和22年から昭和24年に生まれた方々が後期高齢者医療制度の対象へ移行したほか、被用者保険の適用拡大、あるいは、定年延長などの影響、このようなものが考えられるところでございます。

○石川厚子委員 団塊の世代の方々が後期高齢者に移行した、そのほかに、定年延長で、それまで入っていた保険のまま働いているということだと思います。

そこで、40歳夫婦と18歳未満のお子さんが1人いる所得210万円のモデルケースの場合、決算年度の保険料は幾らだったのでしょうか。また、前年度と比較してどうだったのでしょうか。

○堀江福祉保健部国民健康保険課長 40歳夫婦と18歳未満の1人の3人世帯で所得210万のモデルケースの保険料でございますが、令和6年度告示時点では37万4千240円でございました。

令和5年度の告示では同様のケースで36万7千420円でございましたので、令和6年度は前年度比6千820円の増となっておりました。

○石川厚子委員 たしか、予算のときはモデルケースで1万円以上上がるということだったので、私どもの会派は反対しましたが、それにしても所得210万円で6千820円というのは大変大きな金額だと思うんですよね。

ほかの健康保険と比べた場合、どのような状況になっているのでしょうか。

○堀江福祉保健部国民健康保険課長 他の健康保険の保険料との比較でございますが、先ほどの40歳夫婦及び18歳未満の子ども1人の3人世帯、旦那さんの給与所得210万円のケースで算定した場合、協会けんぽでは令和6年度の保険料は20万5千870円と見込まれますが、本市の保険料では令和6年度で37万4千240円となってございます。

○石川厚子委員 協会けんぽと比較しても1.8倍ほど高いということですね。ここに加入者が高齢者や低所得者で保険料が高いという国保の構造的課題があるというふうに思います。

都道府県化で全道の保険料を統一するということによってこの構造的課題というものは解決されるのでしょうか。

○堀江福祉保健部国民健康保険課長 都道府県単位化で全道の保険料を統一するということによって、高齢者の方、それから、低所得者の方が多いといった国民健康保険における構造的課題が解消されるわけではございませんが、市町村間の所得格差による保険料格差が解消されるほか、国保財

政の安定化が図られているものと認識をしております。

○石川厚子委員 都道府県化したところで構造的課題は解決しないという答弁でした。

次に、昨年度、基金は幾らあったのでしょうか。また、これを活用したのでしょうか。

○堀江福祉保険部国民健康保険課長 令和6年度末時点での国民健康保険事業準備基金の残高でございますが、出納閉鎖期の取崩し額も含め、6億1千741万5千763円であります。

令和6年度における基金の活用として取り崩した内容ですが、保険料の引下げ財源として3億円、18歳未満の均等割減免への財源として約3千万円、その他、国ですとか道への償還金や保険料の還付金等の財源として約3千万円、合計約3億6千万円を取り崩しております。

○石川厚子委員 基金残高約6億2千万円のうち、3億6千万円を取り崩したということでした。

次に、国保の出産育児一時金は幾らなのでしょうか。また、昨年度の受給件数は何件であったのかも併せてお答えください。

○堀江福祉保険部国民健康保険課長 出産育児一時金の額は令和5年4月以降の出産から48万8千円となっており、産科医療補償制度掛金1万2千円を加えますと50万円となっております。

また、令和6年度の支給件数につきましては112件となっております。

○石川厚子委員 助産院などで出産すると1万2千円は出ないということなのですが、出産による経済的負担軽減を目的としたのが出産育児一時金ですが、出産を理由に仕事を休んだ期間を保障するために出産手当金というものがあります。

国保の加入者には出産手当金がありませんが、これはどういった理由によるものなのでしょうか。

○堀江福祉保険部国民健康保険課長 被用者保険では、被保険者が業務外の病気やけがにより仕事に就くことができず、給与が受けられない場合に支給される傷病手当金や、出産のため、会社を休み、事業主から報酬を受けられないときに支給される出産手当金が制度として設けられておりますが、国民健康保険においては制度化されていないためございます。

○石川厚子委員 国保では制度化されていないということですね。

国民健康保険法第58条2項には、市町村及び組合は、前項の保険給付のほか、条例または規約の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の保険給付を行うことができるとありますが、これに出産手当金は含まれるのでしょうか。

○堀江福祉保険部国民健康保険課長 国民健康保険法においては、条例または規約の定めるところにより、各保険者の実情に応じた給付を行うことができるということになっておりまして、傷病手当金や出産手当金なども含まれると考えております。

○石川厚子委員 出産手当金も含まれるということでしたね。国保加入者の中には、自営の個人事業主ですか、フリーランスの方も多いと思います。農家の方ももちろん含まれていますけれども、働いても収入が不安定な方も多いわけなんですよね。こういう方に対し、出産手当金は必要だというふうには思われませんか。

○堀江福祉保険部国民健康保険課長 国民健康保険では、国のコロナ対策として、給与所得者を対象に傷病手当金を支給した経過があります。

出産手当金についても国において制度設計や財政支援について検討されるべきものと、このように考えてございます。

○石川厚子委員 先ほどの答弁をお聞きしますと、昨年度の出産育児一時金の受給者は112人ということで決して大きな数ではないと思うのです。市も出産手当金制度を導入すべきではないでしょうか。

○堀江福祉保険部国民健康保険課長 コロナ対策の傷病手当金につきましては、全額、国庫支出金で実施をいたしましたが、出産手当金を市単独の制度で実施するとなりますと、市単独の財源で実施しなければなりませんが、国から決算補填等目的の法定外の一般会計繰入金は禁止されておりまして、また、基金につきましては、負担軽減のための保険料引下げ財源ですとか、18歳未満の均等割減免の財源として計画的に活用しており、現状では実施は厳しいものと考えております。

○石川厚子委員 現状での実施は厳しいとのことなのですが、出産手当金があることによって国保加入者の方が子どもを産もうか、2人目、3人目を産もうかという気持ちになってくると思うんですね。まちができないのであれば国に要請すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○高田福祉保険部保険制度担当部長 ただいま委員から国民健康保険における出産手当金についての御質問をいただいております。

出産手当金につきましては、先ほど課長からも申し上げたような財源確保の課題以外にも、個人事業主やフリーランスの方々については毎月安定した給与所得のある給与所得者の方とは違いまして、所得補償の算定が難しく、公平性の確保に課題があることや、現在、市町村における国保に関する事務の共通化も検討されていることからも本市独自の制度創設は難しいものと考えてございます。

したがいまして、委員からも御指摘がありましたように、市といたしましても、今後、出産者の生活状況や被用者保険への適用拡大の動きなども見ながら、必要な支援等については、国に対し、適宜、要望してまいりたいと考えております。

○石川厚子委員 ぜひ、国に対して要望していただきたいと思います。

次に、特定健康診査事業の概要と決算額をお示しいただきたいと思います。

○堀江福祉保険部国民健康保険課長 本市が実施しております国民健康保険の特定健診につきましては、生活習慣病予防を目的として、法定検査項目の問診、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査に加え、本市独自に血清クレアチニン等の項目を追加して実施しているほか、健診時の検査において一定基準を満たした方には、医師の判断にもよりますが、心電図検査、眼底検査、貧血検査を行う場合もございます。

対象者につきましては法定では40歳以上となってございますが、本市では、5歳拡大して、35歳以上の被保険者を対象に実施しております。

また、特定健康診査等事業費の令和6年度の決算額でございますが、1億5千759万6千119円となってございます。

○石川厚子委員 旭川市は35歳以上に拡大して実施し、決算額は1億5千万円余りとのことですね。

そこで、この3年間の対象者数、受診者数、受診率の推移をお示しいただきたいと思います。

○堀江福祉保険部国民健康保険課長 法定報告値で申し上げますと、令和4年度は、対象者数が4万4千824人、受診者数が1万3千349人で受診率は29.8%でございました。令和5年度は、対象者数が4万2千316人、受診者数が1万3千211人で受診率は31.2%、令和6年

度につきましては、速報値となりますが、対象者数が4万252人、受診者数が1万2千249人で、受診率は30.4%となっておりまして、令和4年度から令和6年度までの3か年につきまして、対象者数、受診者数とともに、年々、減少傾向にありますが、受診率は横ばいで推移している、このようになっております。

○石川厚子委員 受診率はおよそ30%程度で、ほぼ横ばいなわけなのですが、目標は何%なのでしょうか。また、受診率を上げるための努力というものは行っているのでしょうか、お聞かせください。

○堀江福祉保険部国民健康保険課長 特定健診の目標値につきましては、第4期特定健康診査等実施計画におきまして、令和6年度の受診率目標を35%と定めておりますが、実際の受診率は直近で30.4%でございますので、目標値との比較では4.6ポイントの差がある状況となっております。

また、受診率向上の取組につきましては、これまで、普及啓発として、健診実施医療機関等への受診勧奨ポスターの掲示の依頼ですとか、広報誌やフリーペーパーへの掲載、また、個別受診勧奨として対象者の過去の健診受診歴を分析いたしましたタイプ別受診勧奨はがきの発送などを行いました。

また、調剤薬局と連携をした受診勧奨ですか、がん検診とのセット型健診の実施、あるいは、土日・早朝健診を実施してきたところでございます。

今後につきましては、これまでの取組の継続とともに、医療機関との一層の連携の強化に努めてまいりたいと考えております。

○石川厚子委員 受診率の目標は35%ということなので、以前に比べて下がったかなというふうには思うのですが、この受診率を上げるために様々な取組を行っているということを確認させていただきましたので、この項目についての質疑は終わらせていただきます。

次に、生活保護についてお伺いします。

2024年度の生活保護費と被保護世帯数をお示しいただきたいと思います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 3款3項2目、生活保護等費の2024年度、令和6年度決算額は192億4千282万2千114円であり、このうち、生活保護法に基づく扶助費の額は191億1千908万7千251円であります。令和6年度平均の被保護世帯数は9千574世帯となっております。

○石川厚子委員 被保護世帯数は9千574世帯ということですが、被保護世帯数のこの3年間の推移をお示しいただきたいと思います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 この3年間の被保護世帯数は、年度の平均値で、令和4年度は9千713世帯、令和5年度は9千588世帯、令和6年度は9千574世帯となっております。

○石川厚子委員 この3年間、若干減っておりますが、これはどういった理由によると考えられるでしょうか。

○高桑福祉保険部生活支援課長 生活保護の廃止理由で最も多いのは死亡によるものであり、被保護世帯数が減少している最も大きな要因は、旭川市自体の人口が減少している要因と同様、亡くなる方が多いということでございまして、高齢者が多い被保護世帯の状況を反映していると考えております。

令和6年度における生活保護の開始世帯数は1千3件、廃止世帯数は1千8件でありました。僅かに廃止が開始を上回りましたが、開始世帯数が1千件を超えたのは、平成26年度以来のことであり、被保護世帯数が減少しているとはいっても、近年の生活保護の開始件数は非常に高い水準にあるところです。

○石川厚子委員 被保護世帯数は減っているとはいえ、開始世帯は、平成26年度以来、1千件を上回ったということでした。

2013年から2015年に平均6.5%、最大10%と、生活保護費を大幅に引き下げたのは、憲法25条の生存権に反するとして、全国の利用者が国と自治体を訴えたいのちのとりで裁判、ここで、最高裁第3小法廷は、6月27日、保護基準引下げを違法とする初の統一判断を示しました。

先日の民生常任委員会でも質問させていただいたのですが、この2013年から2015年の保護費引下げにより、旭川市ではどの程度の影響が出たのでしょうか。

○高桑福祉保険部生活支援課長 2013年度、平成25年度から3年間かけて実施された生活保護費減額の状況について、全く収入がない70歳高齢者の単身世帯を例に取りますと、毎月の生活扶助費に冬場の冬季加算、年1回の期末一時扶助を合わせた1年間に受給できる額が、2012年度、平成24年度では95万1千100円でしたが、2015年度、平成27年度では90万9千580円となっております。年収が4万1千520円、約4.4%減ったことになりますので、保護受給者の方の暮らしに深刻な影響を与える規模であったと認識しております。

市全体の生活扶助費の額としては、母子や障害者等の各種加算や必要に応じて支給される一時扶助も含めた額ではございますが、2012年度では82億3千98万9千円だった決算額が2015年度では72億2千591万8千円となっており、約10億円減少しております。

2012年度と2015年度を比較して保護受給者が300人以上減少していることや、実際に支給する生活扶助費は、国が定める最低生活費の基準額と保護者の給与や年金手当等の収入額と比べて、その足りない分を補う額となることを踏まえ、生活扶助費が10億円減少した原因が全て保護基準額によるということではありませんが、少なくともこの減額の相当部分が引下げによるものであることは確かであると考えております。

○石川厚子委員 旭川市では生活扶助費が10億円減少したということです。70歳の単身世帯では、それでも少ないと保護費が4万円以上減ったということなので、大きな影響があったということですね。

このとき、大きく減らされたのが冬季加算です。高齢者単身世帯の場合、2014年度と比較して、2015年度の冬季加算は月額幾らで、年額にすると幾らになったのでしょうか。また、昨年度は幾らだったのかも併せてお答えください。

○高桑福祉保険部生活支援課長 生活保護費において冬季加算が支給される月は、2014年度、平成26年度までは11月から3月までの5か月でしたが、2015年度、平成27年度からは10月から4月の7か月となっております。

ただし、月額については、単身世帯の額で、2014年度は2万2千80円のところ、2015年度は1万2千540円となっており、年額で言えば、2014年度は11万400円、2015年度は8万7千780円となっております。

また、昨年度の単身世帯の冬季加算の額につきましては、月額1万2千780円、年額8万9千460円であります。

○石川厚子委員 支給回数が年5回から年7回になったとはいえ、月額2万2千円以上を受け取っていた冬季加算が1万2千円台になった、月1万円も減ったということですね。

灯油など、燃料費が高騰している中、この差は大きいと思いますが、見解をお示しいただきたいと思います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 月額で約1万円の減額は、2015年、平成27年の当時においても非常に厳しいものがあったはずであります、まして、ここ数年の灯油代の高騰を考えれば、その厳しさはますます深刻になっていると考えております。生活保護受給者の方からも折に触れてそのようなお話を伺っております。

○石川厚子委員 国では生活保護費減額分を追加支給する検討に入ったとのことなのですが、その後、国から何か具体的に示されているのでしょうか。

○高桑福祉保険部生活支援課長 厚生労働省からは、平成25年8月以降の生活保護受給者に係る生活保護法関係文書及びシステム内に保存されているデータについて廃棄しないよう御留意くださいという旨の通知を受けておりますので、損害の回復に向けた取組を意識している様子はうかがえます。

一方で、厚生労働省では、今後の対応策に関する専門家会議を立ち上げ、これまで5回の委員会を開催しております。隨時送られてくる会議資料などを読む限りでございますが、追加支給の具体的検討までには至っておらず、その実施時期などはいまだ見通せないという印象を持っております。

○石川厚子委員 実施時期はいまだに見通せないとのことでした。国の検討はこれからかもしれません、違法な保護基準削減の被害は、原告以外、全国の受給世帯にも及んでおります。

法定受託事務なので、旭川市として難しい面もあるのかなとは思いますが、保護費が減額された全ての受給者に対し、全面的な救済措置を講ずるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○高桑福祉保険部生活支援課長 今回の最高裁判所の判決で違法とされましたのは、2013年度、平成25年度から2015年度、平成27年度に実施された減額についてでありますが、この減額措置の影響は、当然、それ以降の保護費にも及んでおりますので、担当部局といたしましては、減額措置が始まつて以降、今日に至るまで保護を受給した全ての人を救済の対象とすることが望ましいものと考えております。

その場合、本市における生活保護受給者は、平成25年度で約1万3千人、現在で約1万1千人であります、この間、毎年、800世帯から1千世帯が開始または廃止となっていることを踏まえますと、救済の対象とすることが望ましい方が実際には何人になるのか、抽出するにも一定の時間を必要とするところです。まして、追加支給すべき額を積算するとなれば、さらに膨大な作業を必要といたします。

対象者の方々に一刻も早い救済措置を講じるためには国の判断が早急に必要であり、まずは今後の方針を早期に示していただきたいと考えております。

○石川厚子委員 減額措置が始まつて以降、今日に至るまで、保護を受給した全ての人を救済の対象とすることが望ましいという答弁もありました。何より国が今後の方針を早期に示すべきだと思

います。

次に、先ほど国保の特定健診の受診率をお伺いしましたが、生活保護受給者の健診の対象者数、受診券の発行数、受診者数、受診率のこの3年間の推移をお示しください。

○高桑福祉保険部生活支援課長 まず、対象者につきましては40歳以上の生活保護受給者数の3割として積算しております。これは、レセプト点検などにより、40歳以上で生活習慣病等で医療機関を受診していない方が3割程度と見られることによるものであります。

その上で、3年間の推移でございますが、令和4年度は、対象者数3千298人、受診券発行数132件、受診者数101人で受診率は3.1%、令和5年度は、対象者数3千236人、受診券発行数127件、受診者数87人で受診率は2.7%、令和6年度は、対象者数3千503人、受診券発行数145件、受診者数110人で受診率は3.1%となっております。

○石川厚子委員 今、受診率が3%前後ということで、先ほどの国保の受診率の30%に比べてかなり低いですよね。10分の1にすぎません。

そもそも受診券発行数が低いですが、これはどういう理由によるものなのでしょうか。

○高桑福祉保険部生活支援課長 健診対象者数に比して健診の費用に係る予算措置が少ないことから健診を受診できる人数に制約があり、予算の範囲内となるように調整しながら受診券の発行を行っていることによるものであります。

○石川厚子委員 予算そのものが少ないので、受診券も予算の範囲に収まるようにしか発行できないことがありますね。

では、生活保護受給者等健診の過去3年間の予算額と決算額の推移をお示しください。

○渡辺健康保健部次長 生活保護受給者等健診の過去3年間の予算額と決算額につきましては、令和4年度は、予算額206万7千円に対し、決算額は106万6千911円、令和5年度は、予算額133万4千円に対し、決算額は93万8千711円、令和6年度は、予算額134万3千円に対し、決算額は115万4千191円となっております。

○石川厚子委員 決算額で100万円前後ですよね。先ほどの国保の特定健診の決算額1億5千万円余りと比較してあまりにも少ないのでないでしょうか。

生活保護受給者の健診費用は国から出ないのでしょうか。

○高桑福祉保険部生活支援課長 生活保護受給者が健康診査を受けるための費用は扶助費からは支給できないところでございます。

なお、生活保護受給者の健診費用につきましては、本市が支出した対象経費の総額、または、国が定める基準額のいずれか少ない額に対し、国と北海道おののおので3分の1ずつ、計3分の2の補助率を乗じた額が北海道を通して市に交付されております。

○石川厚子委員 国からは支給されないとのことですが、国と道の分を合わせて3分の2が交付されるということですね。となりますと、この100万円のうち、市が負担するのは33万円程度ということになりますね。

生活保護受給者の受診率がこれほど低いことをどのように受け止めますか。

○高桑福祉保険部生活支援課長 生活保護を受給される方々は、経済的困窮などの理由から保護申請に至るまで必要な医療を受けてこなかった方が少なくありません。その結果、本人も自覚していない疾病を抱えたまま保護開始に至るケースが多く、保護開始から数年で症状が悪化し、入院や療

養が必要となる事例が散見されております。

このことを踏まえますと、保護受給者の健診受診率が低いことは生活保護費の医療扶助費を押し上げる要因になっているものと考えております。

○石川厚子委員 保護受給者の健診受診率が低いことによって生活保護費の医療扶助費を押し上げているという答弁でした。

たしか、昨年度は補正予算で生活保護受給者の医療費が計上されたと記憶していますが、いかがでしたでしょうか。予算はいかほどでしたでしょうか。

○高桑福祉保険部生活支援課長 令和6年度予算におきまして、生活保護等費は、第4回定例会及び第1回定例会とで2度の補正を行い、予算額が当初の182億円から194億円となりました。その増加分のほとんどは医療扶助費の増によるものでございました。

結果として、医療扶助費の決算額は前年度より6億円増の100億3千万円となり、令和元年度以来の100億円超えとなったところでございます。

○石川厚子委員 医療扶助費の決算額が100億円を超えたということですね。受診率を上げることにより、病気を未然に防げ、医療費の抑制につながることになると思います。もっと生活保護受給者の健診費用に予算をつけるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○高桑福祉保険部生活支援課長 近年は、被保護世帯数の減少に伴い、生活保護費も減少するという傾向が続いておりましたが、昨年度、被保護世帯数は、若干ですが、減少したにもかかわらず、生活保護の扶助費は前年度を5億円以上上回るという事態になりました。

その原因は、先ほど申し上げましたとおり、医療扶助費の増によるものであり、また、その医療扶助費増の大きな要因は入院医療費の急増であること、その入院医療費の原因となっている疾病は高血圧や糖尿病などの生活習慣病に起因するものが最も多いことを確認しているところあります。

保護受給者が健診による生活習慣病の早期発見、早期治療の機会を逃していることで、結果として高額な医療費負担につながる重症化を招いているという状況がうかがえるものと考えております。

生活支援課では、今年度から、生活保護の開始手続の際、健診対象者と見られる方には、その場で受診券を手渡し、受診勧奨を行うという取組を開始いたしました。このように、今年度からはできる範囲で健診受診者の増加を図っておりますが、より大々的な受診勧奨に取り組むためには、やはり十分な予算の確保を必要といたします。

委員の御指摘のとおり、健診率を向上し、生活習慣病の早期発見、早期治療により病気の重症化を未然に防ぎ、医療費の抑制につなげるため、健康保健部との連携により、令和8年度における生活保護受給者を対象とした健診事業の予算の拡充に努めてまいりたいと考えております。

○石川厚子委員 今、課長からもやっぱり十分な予算の確保が必要だという答弁がありましたが、部長にもお伺いします。

やはり、あまりにも低過ぎる。国保の特定健診に1億5千万円以上かけておきながら、生活保護受給者の健診費用は33万円ですよ。何としてももっと予算をつけるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○川邊福祉保険部長 ただいま、課長から、医療扶助、それから、生活保護者の健診ということで

答弁をさせていただいております。

医療扶助については、委員が御指摘のとおり、昨年度、段階的に2回の予算の増額補正を行ってきたところであります。

一方、我々も、医療扶助費の伸びの要因として、これまでより受診が増えたことについては、課長から生活習慣病由来というようなことも申し上げましたけれども、それ以外にも循環器系疾患による入院や手術が多くなった結果、医療費が大きくなさんだといった分析もしているところであります。

何分、医療に関することですので、体調が悪い方に対して受診を控えていただいたり、治療の中身についてどうこうと言うことにはなりませんけれども、やはり、委員も冒頭からおっしゃっているとおり、症状の重篤化に至らないようする発症や重症化の予防の取組、あるいは、健診など、早期発見、早期治療につながる取組について、先ほど言われた予算の確保の努力を含めて、私たちの立場でもできる限りの努力をしてまいりたいと考えております。

○石川厚子委員 やはり、しっかり健診をするということが早期発見、早期治療につながっていくと思いますので、ぜひ、この予算はしっかり確保していただきたいということを述べまして、この項目については終わります。

続いて、健康保健部にお伺いします。

がん対策事業が大変人気で、先日、3人が質疑しておりましたけれども、私からは旭川がん検診センター施設整備補助金について、事業の概要と2024年度の予算額と決算額をお聞きします。

○渡辺健康保健部次長 旭川がん検診センター施設整備補助金事業につきましては、公益財団法人北海道がん協会において、旭川がん検診センターの老朽化に伴う改築に当たり、その施設整備事業に要する経費に対して補助を行うものであります。

施設整備事業は、令和7年3月に着工し、令和8年3月完成の工期13か月とする計画でありましたことから、2か年の合計で2千158万円の補助を行う予定であり、令和6年度分として166万円を予算計上しておりました。

令和6年度につきましては改築工事が中止となったことから全額不執行となっております。

○石川厚子委員 全額不執行とのことです、そのことは後ほど聞かせていただきます。

旭川がん検診センターと旭川市との関係をお示しください。

○渡辺健康保健部次長 旭川がん検診センターは、旭川市が実施する全てのがん検診の受託機関であり、旭川市国民健康保険加入者に実施する特定健康診査についても受託しております。

旭川がん検診センターは、検診実施のほか、町内会への送迎バスの運行や個別受診勧奨の実施、がん予防の普及啓発に係るイベントの開催、がん予防や検診受診率向上に向けた取組など、本市のがん検診事業に対して多大な御協力をいただいております。

○石川厚子委員 市が実施する全てのがん検診の受託機関であり、先ほど聞いた国保の特定健診も受託しているということですね。

2024年度の旭川がん検診センターのがん検診の実績と受診割合をお示しいただきたいと思います。

○渡辺健康保健部次長 2024年度における旭川がん検診センターのがん検診の受診実績につ

きましては、胃がん検診が5千674人、肺がん検診が8千529人、大腸がん検診が8千836人、乳がん検診が5千985人、子宮がん検診が5千160人となっております。

それぞれの受診者が各がん検診全体の受診者数に占める割合は、胃がん検診が97.5%、肺がん検診は96.4%、大腸がん検診は67%、乳がん検診は69.2%、子宮がん検診は43.8%となっており、旭川がん検診センターは本市のがん検診の主要実施機関となっております。

○石川厚子委員 先日の答弁では、旭川では、胃がん、肺がん、大腸がんの受診率が道内では低いとのことでした。

そんな中、胃がん、肺がんはほとんどをこの検診センターで実施し、5つのがんについてワンストップで実施しているということが分かりました。

過去に施設整備補助金を支出した時期と金額をお示しいただきたいと思います。

○渡辺健康保健部次長 旭川がん検診センター施設整備補助事業に対する補助の実績についてでございますが、これまで、2度にわたり、北海道と本市が整備事業に対して補助金を交付してきた経緯がございます。

本市の補助金額は、昭和55年の開設時に4千500万円、平成4年の増築時に470万円の補助金を交付しております。

○石川厚子委員 開設時と増設時に補助金を交付したということです。

今回、不執行になったのはどういう理由によるものなのでしょうか。

○渡辺健康保健部次長 北海道対がん協会において実施されました旭川がん検診センター改築工事に係る一般競争入札において入札が不落となり、最低価格業者との協議においても調整がつかなかったことから、本事業を中止する旨の申請を受理したことにより不執行となったところでございます。

○石川厚子委員 老朽化している施設を改築することができなかったということですね。このままですとますます老朽化していくと思われますが、今後は一体どういった対応をなさるおつもりなのでしょうか。

○渡辺健康保健部次長 物価や労務単価の上昇の影響もあり、全面改築については、当面、延期する旨の説明を受けておりますが、全面改築計画に先行して小規模改築工事を行うことについても検討していきたいとの意向を伺っております。

今般の補助事業については、自己資金のみで改築することができない状況にあることから、財政的な支援を求める要望をいただき、実施の検討を行った経緯もございますので、今後につきましても工事計画の動向を注視してまいりますが、将来的に北海道対がん協会から再度要望がございました場合は改めて検討する必要があると考えております。

○石川厚子委員 自己資金のみで改築するのは極めて厳しいとのことですね。

先ほど確認しましたように、胃がん、肺がんはほとんどをがん検診センターで実施している上に、町内会への送迎バスの運行ですとか、個別勧奨の実施など、市の検診事業に多大な協力をいただいている施設のことですので、要望を受けた際はぜひ前向きに検討していただきたいと述べさせていただき、この項目についての質疑は終わらせていただきます。

最後に、環境部にお尋ねします。

令和6年度廃棄物最終処分場管理費の概要と決算額をお示しください。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 廃棄物最終処分場管理費につきましては、主に家庭から排出される一般廃棄物を適切に埋め立てるため、江丹別町芳野にある旭川市廃棄物処分場のほか、中園廃棄物最終処分場の維持管理を行うものであり、令和6年度決算額は5億4千196万4千377円となっております。

○石川厚子委員 5億4千万円余りということですね。

その中で、先ほど横山委員も触れられておりましたが、中園廃棄物最終処分場の決算額と概要をお示しいただきたいと思います。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 令和6年度の最終処分場管理費のうち、中園廃棄物最終処分場に関する決算額につきましては、処分場を管理するための業務委託費が6千18万円、電気料や燃料費が約1千155万円、浸出水処理に要する薬品費が約228万円、修繕費が44万円となっており、合計で約7千445万円となっております。

○石川厚子委員 7千445万円のことでした。

中園廃棄物最終処分場は、先日の補正予算で解体撤去、言わば役割を終えたと言われたわけですが、最終処分場として供用されていたのはいつからいつまででしょうか。その後、長きにわたり維持管理されていたわけですが、維持管理費用の推移と総額で幾らに及ぶかも併せてお答えください。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 中園廃棄物最終処分場の開設期間につきましては、昭和54年6月から平成15年6月までの約24年間となっております。

また、埋立て終了後の平成16年度から令和6年度までの21年間の維持管理費用につきましては、年度ごとに設備の補修状況等によりばらつきはありますが、年間約1億2千万円から7千万円の間で推移し、平均すると年間約1億円で、21年間の維持管理費総額は約21億4千万円となっております。

○石川厚子委員 開設期間は24年間で、埋立て後、21年間で21億4千万円の維持管理費ということで、1年に約1億円ですよね。膨大な金額ですが、ここまで金額が膨らんだ要因をお示しください。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 廃棄物処分場を廃止するには、微生物の働きにより廃棄物が分解され、埋立地の安定化により、浸出水の水質や発生ガスなどが省令で定められている廃止基準を満足する必要があります。

中園廃棄物最終処分場につきましても、埋立て完了から継続的に浸出水の水質を測定し、監視を行ってまいりましたが、浸出水の水質が廃止基準を満たすまでに長い時間を要し、その間も浸出水の水質に応じた適切な処理を行うため、施設を継続的に稼働させなければならなかつたことから施設の維持管理費等に多大な費用を要したものであります。

○石川厚子委員 次に、この廃棄物処分場に勤める職員数の推移をお示しいただきたいと思います。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 廃棄物処分場に勤める職員数でございますが、中園廃棄物最終処分場の埋立て終了後の平成16年は6人でしたが、その後は、業務量の変化に応じ、6人から7人の間で推移し、令和4年度からは5人が勤務しております。

○石川厚子委員 令和4年度以降も5人が勤務していたということです。

埋立て終了後も長きにわたり維持管理してきたこの処分場が廃止となったわけなのですが、気になるのはやはり安全性なんですね。

浸出水の水質について、埋立て終了後はどのように推移しているのでしょうか。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 中園廃棄物最終処分場については、浸出水の水質などが適用される廃止基準を満たしていることを附属機関で確認していただき、地域にもその状況を説明するほか、意見を伺うなどの手続を行いながら廃止を行ったものであります。

浸出水の水質につきましては、埋立て終了後から国が定めた排水基準などに該当する43項目を継続的に測定しており、そのうち、大腸菌群と自主基準値を設けていたBOD、生物化学的酸素要求量、SS、浮遊物質量については過去に基準を超過したことがあります、そのほかの項目については、全て不検出、もしくは、基準値内で推移しております。

また、BOD、SS、大腸菌群数につきましても徐々に安定し、自主基準値の見直しなどにより、令和2年度以降は全て基準値内で推移しており、2年以上にわたり排水基準等に適合しているとする廃止基準値を満足しております。

○石川厚子委員 そこで、この排出水の処理はこの後はどうなっていくのでしょうか。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 浸出水につきましては、これまで、ポンプ圧送により水処理施設を経由し、河川へと放流しておりましたが、廃止後は、水処理施設を介すことなく、自然流下により直接河川へ放流することになり、その切替え工事を今年度に完了させる予定であります。

なお、切替え工事に際しましては、万が一水質が悪化した場合も想定し、一時的に下流調整池に貯留できる構造といたします。

○石川厚子委員 水質が悪化した場合は一時的に下流調整池に貯留できることですね。

ガスの発生量や埋立地内部の温度について、測定結果はどのように推移しているのでしょうか。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 発生ガス量と埋立地内部の温度につきましては、浸出水の水質が良好に推移していることを受け、令和4年度から、測定箇所や測定方法などを整理し、定期的な測定を行ってまいりました。

発生ガス量につきましては、廃止基準に埋立地からのガスの発生がほとんど認められないと定められており、附属機関と協議しながら、ガスの流速が0.1メートル・パー・秒、1秒間に0.1メートル以下であればガスの発生はないものとみなし、測定箇所の9割以上でガスの発生がなければ廃止基準を満たすものと判断することとしており、令和7年2月の測定結果では測定箇所の9割以上でガスの発生がないことを確認しております。

また、埋立地内部の温度につきましては、廃止基準に、埋立地の内部が、周辺の地中温度に対し、異常な高温になっていないことと定められ、国からの通達で周辺との温度差が20度未満であれば異常な高温ではないことが示されており、こちらも令和7年2月の測定結果では全ての測定箇所において温度差が20度未満となっていることを確認しております。

○石川厚子委員 発生ガス量と埋立地内部の温度は、令和4年度からの測定結果では、数本のガス抜き管においてガスが発生し、温度差も20度を超えてます。

この調査は今後も継続されるのでしょうか。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 微生物が廃棄物を分解する際に熱が発生し、ガスが流出することから、発生ガス量や内部温度を測定することで埋立地の安定化の進み具合を把握することができま

す。

令和7年2月の測定結果では廃止基準を満たしておりましたが、委員が御指摘のとおり、それ以前には基準値をオーバーしていた箇所も見受けられておりましたので、僅かではありますが、廃棄物の分解が終息していない部分が残っている可能性もあることから、ガスの発生が確認された箇所については今後も発生ガス量と埋立地内部温度の調査を継続し、廃棄物の分解が終息するのを確認することとしております。

○石川厚子委員 今後も調査を継続するということですね。

これまで実施していた草刈りですとか、除雪は今後どうなるのでしょうか。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 先ほどの答弁のとおり、発生ガス量等の一部の環境調査を継続することとしておりますので、測定箇所までの通路等については必要最低限で草刈りや除雪を継続することとしております。

○石川厚子委員 必要最低限の草刈りと除雪は継続することですね。

使わなくなった施設の撤去についてはどういった見込みなのでしょうか。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 管理事務所や水処理施設などの不要となる施設は撤去する方向で考えておりますが、施設規模が大きく、多額の費用が見込まれることから、今後において、調査業務により解体費用を算出し、財政部局と協議し、有利な財源確保に努めながら施設解体に係るスケジュール等について検討してまいります。

○石川厚子委員 確かに撤去するのにも多額の費用がかかりますよね。

平成13年12月31日付で旭川市と江丹別地域が取り交わした協定書には、廃棄物の処分を完了した跡地について、植栽などにより以前の緑豊かな自然環境に復するよう努めるものとするとあります。

跡地の復元についてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○太田環境部長 跡地につきましては、ただいま委員からの御質問の中にありましたように、旭川市と江丹別地域で取り交わしました協定書の中で緑豊かな自然環境に復するというふうに記載されておりますが、中園廃棄物処分場の廃止を議論、検討する中で、例えば、附属機関ですとか、地域の説明会などの場において、地域の方から、過去の約束にとらわれることなく、跡地の有効的な利用についても検討してほしいとの意見をいただいたところでもございます。

市といたしましても、協定書の締結から20年以上が経過しているということですとか、その間の社会情勢の変化といったことも考慮しながら、今後も引き続き地域の声を聞きながら跡地の復元や利用については検討していきたいと考えてございます。

○石川厚子委員 芳野に最終処分場が設置される際、地域住民から大きな反対運動が起こりましたよね。当時は、燃えるごみも燃えないごみも一緒くたにして黒いごみ袋で捨てられていたので、やっぱり反対運動が起ったというのは分かるんですよ。

私が議員になった頃はもう既に使わなくなった中園処分場の維持管理費に年間1億円もかけているということに驚きました。しかし、今になってみれば、21年間にわたり維持管理してきたことに敬意を表したいと思います。

今後も、地域の方々との話し合いを進めながら、どういった跡地の復元、利用ができるのかということを検討していただきたいと述べまして、私の前半部分の質疑を終わらせていただきます。

○品田委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時38分

再開 午後3時10分

○品田委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○塩尻委員 それでは、早速、質疑に入っていきたいなと思います。

全然関係ない話でございますけども、何やら向こう側の委員会室でもシステム上のトラブルが続いているみたいで質疑が止まっていて、心配だなと思っています。

自分が議員になって1年目の後半にコロナ禍が始まって、1期目の4年間について頭に残っているのは、コロナ対応が大半を占めていて、当時、臨時議会ということで、毎月のように議会が開催されて、様々な政策が行われていました。5類に移ってもう大分たちますけども、その当時の状況を振り返りながら、また、現状を確認しながら質疑を行っていきたいなと思っております。

今後どうすべきなのかということを検証しなければ、本当に正しかったのか、今後どうしなければいけないのかというのは分かりませんので。ただ、その中で国のはうでは、一部、データの収集をやめてしまったりとか、本当にこれで正しい検証結果が得られるのかどうか分からないところもありますので、不安を感じるところもあります。

また、当時、任意と言いながらも、やはり実質的には暗黙のうちにプレッシャーというか、心理的な力を感じる場面も多々ありまして、今後は、できる限りそういったことのないような方向で対応策、検討をしていただきたいなというふうに思っております。

前回のコロナ禍で、IT技術など、いろんな技術が進歩して、民間でも行政でも使うようになってきていますので、同じことが起きた場合でも同じようにはならないのかなというふうに思う反面、これからお聞きしますけれども、ワクチンの接種率などを見る限り、だんだんワクチンを打たなくてもいいのかなと思う方も増えてきていると思うんですね。そうなってくると、自治体の皆さんとしては大変な思いをまたする可能性もありますので、こういったことも含めて今後は対応していただきたいと思っております。

まず、予防接種費について、事業概要と決算状況を伺いたいと思います。

○阿保健康保健部保健所保健予防課長 予防接種費の事業概要としましては、感染症の発生及び蔓延の予防、個人の発病及びその重症化の防止を図ることを目的に、予防接種法に基づき、市民に定期予防接種等を実施するものでございます。

令和6年度の決算状況につきましては、当初予算額7億7千21万9千円に、新型コロナワクチン定期接種化に係る事業費や健康被害救済制度の医療手当請求分、HPVワクチン等接種者の増加に伴う委託料の補正予算6億7千737万3千円を加えた予算現額14億4千759万2千円に対し、決算額が11億7千291万6千207円となっております。

○塩尻委員 この決算状況に対して、接種の状況の数字についてもお伺いしたいと思います。

○阿保健康保健部保健所保健予防課長 令和6年度より、生後6か月以上の方を対象としたこれまでの特例臨時接種から定期接種での実施となり、接種対象者としましては、65歳以上の方に加え、60歳から64歳までの心臓、腎臓、呼吸器等、障がい等級1級相当の方への実施となりまし

た。

令和6年度の接種状況としましては、接種者数2万2千349人で、接種率は19.95%となっております。

○塩尻委員 そちらの不用額についても伺いたいと思います。

○阿保健康保健部保健所保健予防課長 不用額につきましては2億7千467万5千793円となっておりますが、主な要因としましては、定期接種となりました高齢者等新型コロナワクチンの接種者が想定していたよりも半数程度減少したことにより、委託料2億6千964万25円の不用額が生じたことによるものでございます。

○塩尻委員 接種率が19.95%ということで、パークゴルフとかで高齢の方と一緒に回ることも結構あるんですけど、何回打ったのかという話を聞くと、ちゃんと打っている方が結構いるんだなと思ったんですけど、意外と接種率が約2割ということあります。

この状況、この要因についてどのように捉えているのか、伺いたいと思います。

○阿保健康保健部保健所保健予防課長 当初の接種率を下回った要因についてありますが、昨冬の市内の新型コロナ感染症の動向として、年末年始には増加する傾向が見られましたが、その後、大きな感染拡大には至らず、やや高い状況で推移しておりました。このように発生状況が比較的落ち着いていたことが市民の接種行動の抑制に影響を与えたものと推測されます。

また、定期接種化により、接種費用が無料から有料に変わり、市民税課税世帯の方は3千円の自己負担額が必要となり、経済的負担が増加したことや、接種開始前に新型コロナに感染してしまい、接種を行わなかつたなど、幾つかの要因があると捉えております。

○塩尻委員 当時、接種疲れなんていう言葉があつたり、やはり、自己負担が出てくると、お金がかかるんだったらいいやとなることもあるのかなというふうに思います。

ちなみに、今年度の感染状況についてはどのようにになっているのか、伺いたいと思います。

○阿保健康保健部保健所保健予防課長 令和7年度の新型コロナに係る感染症発生動向調査によりますと、4月から8月までは常に発生はあるものの、令和6年度の同時期に比べますと低い状況にあり、大きな変動はなく経過しておりました。

9月以降はやや増加傾向にあり、施設等での集団発生の報告も受けておりすることから、例年の傾向で考えますと、今後、感染が拡大する可能性もあり、注視する必要がございます。

○塩尻委員 当時は、テレビをつけたりするいろんなニュースが流れていて、よく言葉として聞こえてきたのが集団免疫を獲得することによって落ち着くんじゃないかということでした。

ただ、ワクチンの接種をするしないに関係なく、あるいは、新型コロナウイルスに罹患しうるが、結局、かかる人は何度もかかって、かかるない人は全然かからないということもあったかなと思うのです。

結局、集団免疫というのは新型コロナウイルスに関しては効果のないことだったのかどうか、見解を伺いたいと思います。

○阿保健康保健部保健所保健予防課長 集団免疫につきましては、これまでの新型コロナワクチン接種で獲得しただけではなく、新型コロナへの感染による免疫の獲得も加わり、現在でも集団レベルの免疫が相当程度獲得されている状況であるという治験が出ております。

また、新型コロナワクチンの効果としましては、感染予防や発病予防効果の持続期間は2~3か

月程度と限定的である一方、重症化予防効果は1年以上持続することなど、感染し、発病したとしても、入院や集中治療等の重症化の予防につながるものであったことから、新型コロナウイルスに対し、一定の効果はあるものと認識しております。

○塩尻委員 続きまして、これも数字で過去の質疑でも出ておりますけれども、新型コロナワクチンに係る健康被害救済制度についてなんですけども。

この申請数と認定数について伺いたいと思います。

○阿保健康保健部保健所保健予防課長 新型コロナワクチンに係る予防接種健康被害救済制度への申請数につきましては、令和3年6月から令和7年9月まで申請数は45件、そのうち、認定数は33件となっており、不認定は3件で、残り9件は審議中となっております。

○塩尻委員 45件中不認定が3件ということで、現在は認定数33件と、認定率というのは結構高いのかなというふうに思います。残り9件あるということでしたが、時間がかかるということです。できる限り早く認定していただきたいところでありますけども、これは国でやっていることなので、皆さんに早くしてほしいと言ってもどうにもならないところかなと思います。

今回の救済制度についてですが、重篤化した方、あるいは、亡くなられた方の御遺族など、そういった方からの声がすごい大きくなってきたのかなと思っております。当初は全然認定されないんじゃないかというふうに感じていましたけども、ちゃんと認めていただけているというのはありがたいなと思っています。

当時は、旭川市内でも健康だったのに亡くなったという方もいらっしゃって、本当にそういう方が救われないといけないよなと思いながら、地方議会ではどうこうできる問題でもないという現実を見ると結構悲しい思いをしていました。

予防接種に係る健康被害に対する給付額が定められていると思いますけども、どういったものなのか、伺いたいと思います。

○阿保健康保健部保健所保健予防課長 予防接種健康被害救済制度の給付につきましては予防接種法に基づき定められているものであり、新型コロナワクチンにかかわらず、全ての定期予防接種等に適用されるものでございます。

○塩尻委員 どうしても死亡してしまった方、亡くなられた方、重篤な副反応が発生してしまったりする方に目が行きがちで、私も、当時、この一覧表は見ていたのですけども、重篤なものばかりを気にしていて、言い方は悪いかもしれないんですけども、軽微、軽度というか、通院だけで済む方に対し、もうちょっといろんな情報提供をできればよかったのになと後悔しているところもあります。

これは調べると分かるのですけど、調べないと分かんないんですよね。そのあたり、こういった救済制度があることを市民の方々には十分に周知されているのかどうか、また、通院とか入院での申請があったのかをお聞きしたいと思います。

○阿保健康保健部保健所保健予防課長 予防接種による健康被害救済制度につきましては、接種時の説明資料や接種勧奨の案内、市ホームページなど、様々な機会を活用し、接種対象となる方へ周知をしているところです。

また、被接種者等が自ら予防接種による健康被害を疑うだけではなく、接種医やかかりつけ医からも勧められて申請に至る事例もあり、医師等にも健康被害救済制度の申請に係る協力依頼を行つ

ております。

なお、現在も通院や入院治療を受けている方からの申請についてのお問合せや相談が寄せられており、今年度におきましても令和7年10月9日現在で7名が申請しております。

○塩尻委員 現在は医師の方にも協力していただいていると。当時は、恐らく医師の方でもこういう制度を知らない方がたくさんいたのだと思うのです。

本来は、当時、これを誰もが知っていて、この制度が使えるよというのが分かっていたら、もっといろんな申請が来ていたと思いますし、そこで困っている方に手を差し伸べることができたのかなと。それができなかつたことがとても悔やまれるところありますし、後悔するところもありますので、ぜひ、今後こういった制度をもっともっと周知していただきたい、そういう状況が起きたら、すぐに申請できるんですよと言つていただければと思います。恐らく、医師の方を通じてが一番だと思うのですけども、そういうことも対策の一つとして行っていただきたいなと思います。

次に、感染症予防対策費に移つていきたいと思います。

まず、事業概要と決算状況について伺いたいと思います。

○阿保健康保健部保健所保健予防課長 感染症予防対策費の事業概要としましては、感染症の予防及びその蔓延防止を図ることを目的として、感染症に関する正しい知識の普及や情報収集・分析、感染症の予防に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講じるものでございます。

令和6年度の決算状況につきましては、当初予算額1千858万円に対し、会計年度任用職員の報酬や償還金等の補正予算及び流用額の43万350円を加えた予算現額1千901万1千円に対し、決算額は1千674万2千180円で、不用額は226万8千170円となっております。

○塩尻委員 今回は新型コロナウイルス感染症に関わるところでお聞きしていただきたいなと思いますので、新型コロナウイルス感染症に関わる費用について伺いたいと思います。

○阿保健康保健部保健所保健予防課長 新型コロナウイルス感染症につきましては、発生動向の調査や予防対策に関する啓発などを行つており、感染症予防対策費の中で他の感染症と併せて予算措置しております。

○塩尻委員 当時、いろんなことがその日、その日でどんどん変わっていったり、全てが想定外の出来事だったのかなと思っております。

現場でも本当に混乱が生じていて、情報がちゃんと全員に伝わっているのかどうかも分からないぐらいで、皆さんも大変な思いをしながら対応していただいていたかと思います。最初は、いろんなことを質疑で確認しなきゃということで、臨時議会とか本会議とか、コロナ対策をやるたびにいろんなことをお聞きしてきましたけど、だんだん皆さんの邪魔にならないようにすることを優先しなきゃいけないなと思ったことを思い返しました。

当時、かなりそういった混乱が生じていたと思うのですけれども、現在の状況についても伺いたいなと思います。

○阿保健康保健部保健所保健予防課長 新型コロナウイルスは、令和5年5月8日に感染症法の5類感染症に位置づけられ、これに伴い、感染対策については、個人の主体的な選択を尊重し、個人や事業主の判断に委ねられることになりました。しかし、医療機関や施設においては、その後も新型コロナの集団感染が起こるなど、いまだ終息するには至っておりません。

現在は、感染者が速やかに治療を受けられる医療提供体制が整備されており、各施設等では、過去の経験を生かしながら、学んだ感染対策のスキルを基に対応されておりましたことから、治療法が確立されず限られた医療機関での治療を受けることしかできなかつた時期と比べますと、こうした点が大きく変わってきたものと捉えております。

○塩尻委員 何度も言いますけども、当時は、未知のウイルスということで、対応方法もその場、その場でのもので、結構場当たり的な対応になっていた場面もあったのかなと思っていましたし、本当にこの対策でいいんだろうかということも多々ありました。

ただ、分からぬなりにいろいろなことを考えながらどうすべきかという最善策を見つけながらやっていただいていたかと思うのですけども、当時、ニュースを見ていても、いろんな話が出ていて、コメンテーターもいろんな見解を述べていて、何を信じればいいのか分からぬところも結構あつたかなというふうに思うんですね。

当時を振り返ってみて、間違っていたなという点やもっとこうすべきだったという点があれば伺いたいなと思います。

○阿保健健康保健部保健予防課長 新型コロナウイルス感染症は、未知の感染症として国民が免疫を獲得していないことから、急速な蔓延により生命や健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症であり、その特性や感染性といった特性の異なる多様な変異株に対応しなければならない状況にありました。

そのため、ウイルスの変異や科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済状況等も踏まえながら、国においては対策を切り替えて対応したところでございます。

国のこうした対応については、未曾有の危機に直面する状況において、次々と出現する変異株等、変化する状況や課題に対し、医療機関や事業者、専門家や国民の協力を得て最大限対応しようしてきたものであり、国民の生命や健康の保護を重視した対策を適切に選択し、実践してきたものと認識しているところでございます。

○塩尻委員 先ほども申し上げましたけど、皆さんとしては最善策を模索しながら一生懸命頑張つていただいたということかと思います。

ただ、これまでにいろいろとやり取りをしていて感じるのは、周知する部分が特にそうなんですけども、国からの通達とか通知とかいろんな指示とかが来て、情報が入っていましたよね。皆様はそれを目にないので、当然分かっていて、例えば、ホームページに載せるとか、いろんな紙面に広告として載せるとか、「あさひばし」を使うなど、いろいろあったかと思うのですけども、結構そういうものを見ない人のほうが多いかなと思うのです。

今回感じたのはというか、今までずっと感じていたのですけども、周知というのは本当に難しいですよね。何かに載せるなど、探せばいろいろな手段はあるけど、できることは限られているというところがもどかしいところでありまして、かといって、できるだけ多くの人に、現在、こういう状況なんですよと伝えなきやいけないわけで、その辺も課題の一つなのかなと思いましたし、当時の議会でも周知できているのかという質問も結構多かったのかなと思います。

以前の新型インフルエンザが猛威を振るったときに新型インフルエンザ対策行動計画が立てられました。今回、コロナが始まったときも、いろいろ調べて、すぐそれにたどり着いて、どういう対

応をすべきなのがとなったかと思います。国として決められていることを調べ、確認して、国ではこういう方針になっているけど、皆さんのところではちゃんとできているんですかと聞いたりしました。

そういう行動計画は、新型コロナウイルス、コロナ禍において役に立ったのかどうか、想定どおり行動できたのかを伺いたいと思います。

○阿保健健康保健部保健所保健予防課長 新型インフルエンザ等に係る行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府、都道府県、市町村にそれぞれ策定が義務づけられており、本市においても新型インフルエンザ等が発生した際の対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する措置等を定める旭川市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しております。

このたびの新型コロナウイルスについても、同計画の下、発生段階に応じた実施体制を組み、対策に取り組んでおりましたが、初動からの医療提供体制の構築や感染拡大防止と社会経済活動の両立、人材育成などの課題もあったことから、国においては、今回の新型コロナの経験等も踏まえ、令和6年7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画を改定しており、本市においても、現在、市行動計画について改定作業を進めているところでございます。

○塩尻委員 国でもいろいろと対策を考えつつ、本市においても旭川市感染症予防計画というものが作成されているということです。

これはどういったものなのか、伺いたいと思います。

○阿保健健康保健部保健所保健予防課長 旭川市感染症予防計画は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症の発生予防及び蔓延防止のための施策、医療提供体制の確保に関する事項など、感染症の予防の総合的な推進を図るために基本的な考え方を示すものとして令和6年4月に策定したものでございます。

○塩尻委員 その作成したものもある程度読ませていただきましたけど、やはり文字ばかりなんですね。ずっとずっと文字が並んでいて、市民の方はそれを見るのかといったら見なくて、あくまでも行政側の対応マニュアル的なものなのかなというふうに感じます。

例えば、当時もパーティションを用意して、密を避けたり、飛沫が飛んでこないようにしたりしていました。でも、本来はもっと換気すべきだったわけです。しかし、換気をすべきだという話というよりは、飛沫を避けましょう、接触しないように、3密を避けてという話で、そこで情報が止まっている人がたくさんいたと思うのです。

実際、私もいろんなお店なんかに行ったとき、それで満足していて、物理的にできないところもありますけど、換気はしていなかったところがありました。そこで、気づいたときには、換気が必要ですよ、そっちのほうが大事ですよという話もしましたけど、結局、やはり周知ができないでいました。また、市民の方も、常に情報を取っている方と、こうすればいいんだと分かったらそれだけずっとやっている方もいます。

だから、今後どうしていくかというのが大事なところかなというふうに思うのですけども、この行動計画を基に本市としてはどのような取組を行っていくのか、伺いたいと思います。

○阿保健健康保健部保健所保健予防課長 感染症予防計画、あるいは、行動計画に基づく取組といいましては、新型インフルエンザ等感染症が発生した場合に速やかに医療が提供できる体制となるよう、入院病床や発熱外来に対応する医療機関等として、北海道と医療措置協定を締結する医療機

関の確保に協力するほか、有事への備えとして、平時からの医療機関との連携体制の構築や患者の搬送訓練、感染症予防に関する人材の養成及び資質の向上を目的に保健所職員を対象とした研修等を実施しております。

○塩尻委員 もともとあった新型インフルエンザの行動計画を見ると、それには図解もあって、ワクチンを接種するときにどういう経路で、なるべく人が近くに寄らないように入り口と出口を別にするとか、いろんなことが書いてありましたけど、それ見た瞬間、これは無理じゃないかなと感じるものがありました。そのほかにも、行動計画の中には、地域地域の医療機関や小さい病院では絶対にできないぞというのも結構ありました。

ただ、国としては、やはり、大きな病院というか、考える規模が違うので、そういうことになるのだとは思うのですけども、結局、無理だろうとは思いながらも図解があると分かりやすいんですね。

今回も、結局、市がこうですよと言って、それをやるというよりは、ニュースとかを見て、それをまねして対策するという人も結構多かったと思うのです。それは、やっぱり文書では分かりづらいからだと思うのです。そう考えると、例えば、今のフェーズがどういう状況で、感染経路にはどういうものがあってというのを図や絵で示し、今この状況だからこうしなきゃいけないと、運動させて分かりやすくする必要もあるのかなって、いかに市民の方が分かりやすく行動できるかということが大事だと思っています。

そういうことも含めて、今後、これで計画をつくりましたで終わりじゃなくて、令和6年4月に策定しましたけども、それを基にどんどんアップデートしながら、どうすれば分かりやすくなるか、伝わりやすくなるかを検討しながら対策を進めていただきたいなと思います。

以上で、この項目に対しての質疑は終わりたいと思います。ありがとうございます。

次は、一般質問でもいろいろとお聞きしましたごみステーションの関係です。

4款2項1目のごみステーション環境整備費について伺いたいなと思います。

一般質問でもどういう意図で質問しているのかをお話しましたけども、決算のほうでちょっと細かい数字とか、本当はもっと違うところに行きたかったのですけども、そこには行けなかったのですが、聞けるところを聞いていきたいなというふうに思います。

まず、ごみステーション環境整備費の事業概要と令和6年度の決算状況について伺いたいと思います。

○佐藤クリーンセンター主幹 ごみステーション環境整備費につきましては、ごみの分別の徹底など、ごみステーションへの適正排出を図るため、地域の方々の自主的活動の推進、支援などを行うものでございます。

令和6年度における事業の概要につきましては、ごみステーションのカラス対策用ネットやパトロールの際に着用する腕章の貸出しのほか、ごみステーションに設置する啓発用のラミネート看板の作成、分別など、排出マナーが良好な町内会設置のごみステーションの検証、地域と連携し、ごみの適正排出を支援する家庭ごみ適正排出サポート事業などを行ったところでございます。

令和6年度決算の概要につきましては、当初予算66万円に対し、支出済額が59万3千968円で、不用額が6万6千32円となっております。

○塩尻委員 燃えるごみ、燃えないごみについて、いつからでしたかね、もう何か当たり前のように

にごみ袋は有料だというイメージがついているので、いつ頃からだったかなと思い返していましたが、全然出てこないんですけども、有料化になって、それが収入として入ってきてているのですよね。

年間の手数料の総額、皆さんのお話で言うと手数料ですが、燃えるごみ、燃えないごみのそれぞれの年間の金額について伺いたいと思います。

○佐藤クリーンセンター主幹 令和6年度決算における家庭ごみ処理手数料の収入済額のうち、燃やせるごみに係るものは4億420万3千100円、燃やせないごみに係るものは9千895万8千400円、合計で5億316万1千500円となっております。

○塩尻委員 集めたごみ袋代はどういったものに幾ら使われているのか、お示しいただきたいと思います。

○佐藤クリーンセンター主幹 令和6年度における燃やせるごみ、燃やせないごみの処理手数料を充当している事業及び充当額は、分別収集した資源物の中間処理や資源化を行う資源リサイクル費に2億5千360万6千694円、指定ごみ袋等の製造、保管、配送等を行う家庭ごみ処理費用適正化事業費に1億9千612万2千174円、家庭ごみの収集、運搬を行うごみ収集運搬費に4千580万5千9円、小型家電、布類等の回収、資源化を行う資源ごみ回収推進費に762万7千623円となっております。

○塩尻委員 ただいま御答弁をいただいた中で、有料のごみ袋代で集まったお金を様々な事業に使われているということです。

その中の資源リサイクル費に話を移していきたいと思うのですけども、リサイクルは、当然、再生可能エネルギーだったり環境に優しい、SDGsだということで様々な取組が行われてくるようになっております。

この資源リサイクル費の事業概要、そして、決算状況について伺いたいと思います。

○佐藤環境部廃棄物政策課長 資源リサイクル費につきましては、ごみの資源化を推進するため、分別収集した資源物の中間処理や資源化を実施するものでございます。

令和6年度の決算額につきましては、予算現額3億2千28万8千円に対しまして、決算額3億1千415万2千871円、不用額は613万5千129円となっております。

なお、決算の内訳といたしましては、プラスチック製容器包装の資源化に1億7千950万295円、ペットボトルの資源化に7千399万3千809円、紙製容器包装の資源化に5千652万9円、乾電池、蛍光管等の資源化に405万8千91円、その他事務費等が8万667円となっております。

○塩尻委員 先ほどは資源リサイクル費にごみ袋代で集まったお金から2億5千万円ほどが充てられているということでしたが、資源リサイクル費の事業の決算状況においては3億円ちょっとですから、大体半分ぐらいのかな、ごみ袋代で集まったお金の結構な金額が資源リサイクル費に使われているのだなというふうに思います。

次に移りますけども、リサイクルされているプラスチック製容器包装とペットボトルの中間処理業務ではどのような作業が行われているのか、伺いたいと思います。

○佐藤環境部廃棄物政策課長 分別収集しました資源物のうち、プラスチック製容器包装やペットボトルなど、容器包装リサイクル法の対象となっている品目につきましては、同法が規定する分別

基準を満たすため、中間処理を行っております。

中間処理施設では、搬入された資源物を袋から取り出し、資源化できない異物や汚れがあるものなどを選別し、取り除いた後、一定の大きさに圧縮し、バンド等で梱包するなどしまして再商品化施設に搬出をいたしております。

○塩尻委員 ただいま御答弁いただいた流れで中間処理が行われて、その後、どういう流れで再利用されているのか、伺いたいと思います。

○佐藤環境部廃棄物政策課長 資源物の再商品化につきましては、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に委託をいたしておりますが、中間処理を行った後の資源物は、同協会が指定する再商品化事業者に引き渡されまして、様々な製品に再商品化されております。

なお、同協会では、再商品化が適正に行われるよう、再商品化の方法や処理施設の能力、再商品化製品の利用などにつきまして一定の要件を定め、再商品化事業者の登録を行っているところでございます。

○塩尻委員 容器包装リサイクル法に規定する容器包装の市町村負担分に係る再商品化業務というものはどのような業務なのか、伺いたいと思います。

○佐藤環境部廃棄物政策課長 容器包装リサイクル法におきましては、容器や包装を製造、輸入、あるいは、利用などをしている特定事業者に対しまして、それらの容器包装が廃棄物として排出される量に応じた再商品化の義務を負わせておりまして、再商品化に要する費用を特定事業者の負担としているところでございます。

しかし、一定の基準に満たない小規模事業者につきましては、この適用が除外されているため、これらの事業者に係る再商品化費用につきましては市町村の負担とされておりまして、市町村が回収した資源物を日本容器包装リサイクル協会に引き渡して再商品化を委託する際、一定の市町村負担が発生するため、市町村から同協会に対しまして再商品化費用を支払うことになるものでございます。

○塩尻委員 この業務の入札結果調書を見ると、引渡し予定量が定められております。この数値と誤差があった場合、どのようになるのか、伺いたいと思います。

○佐藤環境部廃棄物政策課長 日本容器包装リサイクル協会への再商品化の委託に当たりましては、年度当初に直近の実績を基にしました引渡し見込み予定量で契約をいたしておりますが、その後、実際の引渡し量が確定した後、この量に同協会が定める再商品化実施委託単価と市町村負担比率というものを乗じまして委託料の額を決定して支払っているところでございます。

○塩尻委員 よくある後で精算するというものですね。

今御答弁いただいた市町村負担比率はどういうものなのか、伺いたいと思います。

○佐藤環境部廃棄物政策課長 市町村負担比率とは、容器包装リサイクル法に基づく再商品化に係る費用に占めます特定事業者が負担すべき費用を除いた費用の割合のことですごいますが、これにつきましては、年度ごとに国が決定し、日本容器包装リサイクル協会を通じて示されているところでございます。

なお、令和6年度の市町村負担比率につきましては、ガラス瓶の無色が5%、同じく茶色が12%、同じくその他が8%、ペットボトルがゼロ%、プラスチック製容器包装と紙製容器包装がそれぞれ1%となっております。

○塩尻委員 次に、再商品化実施委託単価というものが定められておりますけども、これどういったものなのかな、伺いたいと思います。

○佐藤環境部廃棄物政策課長 再商品化実施委託単価につきましては、資源物の再商品化を実施するに当たりまして日本容器包装リサイクル協会が品目ごとに定めているものでございます。

この単価につきましては年度ごとに定められておりますが、その年に見込まれる再商品化に要する総費用をその年に見込まれる再商品化委託申込み量で割り返して算出されております。

○塩尻委員 いろいろお聞きしてきましたけども、今お聞きしたもののが決算状況について伺いたいと思います。

○佐藤環境部廃棄物政策課長 市町村負担分に係る再商品化業務の令和6年度の決算額につきましては、ガラス瓶が220万5千602円、紙製容器包装が39万4千653円、プラスチック製容器包装が359万7千891円となっております。

○塩尻委員 いろいろとお聞きしてきましたけれども、リサイクルで集めているものも、サーマルリサイクルで、結局、60%ぐらいでしたか、これを燃やすことになっているわけですよね。それをお聞きしようと、その先に行こうと思ったら、令和3年に既に質疑があったのですね。そして、そこから数字はあまり変わっていないので、今回お聞きするのはやめます。

でも、結局、リサイクルしているはずなのに、ちゃんと分別してごみを捨てているはずなのに、結局、燃やされているのでしたらあまり変わらないのかなと思います。ただ、今後もいろいろと数字が変わってくるでしょうから、変化が起きた時点でお聞きしていきたいなと思いますので、この続きをまた改めて行わせていただきたいなと思います。

では、先ほどのごみ袋の話に戻ります。

結局、今、リサイクルのごみを集めるのにも結構なお金がかかっていて、資源リサイクル費なんかはごみ袋代の半分ぐらいを充てられていることになっています。そこで単純な疑問ですけども、なぜ燃えるごみと燃えないごみだけが有料化されていて、それ以外のごみ袋は有料化されていないのかです。

そうしている根拠について伺いたいなと思います。

○笠井クリーンセンター所長 指定ごみ袋の有料化は、ごみの排出量の削減とリサイクルの推進を目的としており、廃棄から資源化への流れを促進するため、手数料徴収の対象を燃やせるごみと燃やせないごみに限定する一方で、ペットボトルやプラスチック製、紙製の各容器包装などの資源ごみはその対象から除外し、排出するごみの量に応じて負担額が変わることで減量化や分別徹底の動機づけが働くようにしたものです。

○塩尻委員 なるべくごみを少なくしたいというとき、有料だったらできるだけ使わないようしようという気持ちが働くというのは理解できるところでございます。

この質問をしているのは、ほかのものも有料化したほうがいいんじゃないかということじゃなくて、使う側というか、私も市民の一人で、もちろん無料のほうがありがたいですので、そのまま進めていただけるのが一番いいのかなというふうに思うのです。それ以上に、リサイクル率というか、リサイクルに係る効率をもっと高められるのであれば、そっちのほうにどんどん力を入れていっていただきたいなというふうに思う次第です。

現在、ごみ袋の手数料の料金についてもいろいろと検討されているところがあるようですが

も、現状の決算状況を踏まえた上で、そして、今後とも物価高騰が続いていくでしょうけども、そういうことを理由に料金の改定を検討されているのか、伺いたいと思います。

○笠井クリーンセンター所長 本市における使用料、手数料につきまして、受益と負担の適正化に向けた取組指針に基づき、見直し作業を行っており、ごみ袋に係る手数料につきましても、現在、コスト算定を進めているところでございます。

コスト算定に当たっては、ごみ袋の製造やごみの収集、運搬、運搬後の焼却や埋立て処分等に係る経費を対象としておりますが、物価高騰の影響により、そのような経費についても増加傾向にあると捉えております。

現時点でごみ袋の料金を改定するかについては定まっておりませんが、こうした経費の増加も踏まえて検討を進めております。

○塩尻委員 なるべくごみ袋代は上がらないほうがありがたいですね。そして、もし料金改定をすることになるのであれば、なってから言っても変わらないというか、駄目なので、今、意見をお話ししておきます。

料金を改定したら、旧ごみ袋と新ごみ袋に入れ替わりのタイミングが来ます。そのときを見据え、いろいろと考えていることもあるかと思うのですけれども、市民の方が困ったり、混乱を招いたり、効率が悪くなったり、そういうふうにならないような対応をしていただきたいなというふうに思います。

話はまた替わるのですけども、先日の一般質問でもごみステーションのネットの話をしました。カラス対策ネットですね。こちらは貸出しを行っているということでありましたので、その数だったり、状況について、また、総数はどれくらいあるのか、どれくらいの町内会に貸出しをしているのか、これについて伺いたいと思います。

○佐藤クリーンセンター主幹 本市のカラス対策用ネットの貸出し状況についてですが、令和7年8月末において、504町内会のほか、集合住宅など、109か所に2千85枚を貸し出しております。

○塩尻委員 現在の在庫状況と運用状況について伺いたいと思います。

○佐藤クリーンセンター主幹 本市におけるカラス対策用ネットの運用状況につきましては、現在、そのほとんどが貸し出されている状況にあり、返却されたものは必要に応じて補修等を行い、再度使用が可能なものについて貸出しを行っている状況でございます。

現在、貸出し可能なネットの在庫状況につきましては約20枚程度となっております。

○塩尻委員 貸出し枚数は2千枚を超えていいるのだけど、在庫としては20枚程度しかないということですね。しかも、どんどん古くなっていって、消耗していって、それを補修、修繕しながら使われているということありました。

残りが20枚しか在庫がないと、市内全域で使っている網がどんどん古くなって壊れたとき、貸出しができない状況になるということで、もう少し在庫を用意しては、そんなに多額ではないと思うので、もうちょっと余裕を持って用意しておいたほうがいいのかなと思いますので、少し予算の獲得を頑張っていただきたいなというふうに思います。

次に、鉄かごのごみステーションを設置している箇所と網のみの設置箇所についてお示しいただきたいと思います。

○佐藤クリーンセンター主幹 本市には、令和7年8月末において、全部で1万105か所のごみステーションがありますが、そのうち、全て鉄製のごみステーションが7千501か所、ネットのみのものが87か所となっております。また、そのほかにも鉄製でネットを併用しているものが1千421か所となっております。

○塩尻委員 いろいろと聞かせていただきました。

現在の燃えるごみと燃えないごみの有料のごみ袋の集まる金額が5億316万円ということでありました。

一般質問の際にもお話ししましたけども、いろいろと細かい金額を聞いていくと、維持管理について考えると外部委託というのも選択肢の一つであるのかなと思います。

時間もあるので、細かく話をしていきたいなと思います。同じ話ですので、なるべく短くしますね。町内会にもりますけど、町内会を通じて払っているお金が200円だったり300円だったりということです。街灯費の維持費、電気代とかもあるので、それをそのままそっくりというわけにはいかないですけども、ある程度を外部委託料、ごみ袋代に転嫁し、負担を増やすんじゃなくて、今負担しているものの負担先を変えるということです。

今聞いた数字でいくと、鉄製のごみステーションは7千501か所ということでしたよね。今は、4戸以上のアパート、共同住宅にも設置するようになっていて、町内会のごみ箱の横にアパートのごみ箱というか、ごみステーションがあつたりといったことも結構発生しているのかなと。

でも、そうしたところは市の維持管理費で外部委託すれば1個で済むよといったところも多分出てくると思うんですよね。そうなってくると、管理しなきやいけないステーションやネットの数がもうちょっと減ってくるのかなというふうに感じるところです。そういうことから現実的に外部委託も視野に入れてもいいのかなと。

ただ、町内会を通じないと、維持管理できなくなり、ごみが散乱したり、ごみ箱の設置場所として民間の敷地を使っているところもあるということで困り事が出てくるかもしれませんけども、費用がかかる部分だけはこちらでやる、費用がかからない部分は協力してもらうというようにやっていけば、うまくできる方法になるのかなというふうに思うんですよね。

しかも、一般質問のときは、除排雪事業者にやってもらえば夏の雇用にもつながるということも申し上げましたけども。そういうことにこだわらなくても、どういう形かでも外部委託することで市内の事業者の仕事が増えるのです。人手不足もありますけれども、そういうことも必要なのかなと思いますし、やってみたら意外とうまくいく可能性もあるのかなというふうに思いますので、そういうことも模索していただければと思います。選択肢はたくさんあったほうがいいですから、いろんな選択肢をつくって、検討材料にしていっていただければなというふうに思います。

この項目については以上で終わりたいと思います。

最後です。

今日も中園処分場の話が出ておりました。

私も、処分場については、大分前、たしか、コロナ禍のときに気になって1回お聞きしたことがあったと思います。質疑まではしなかったですが、率直に言うと、メガソーラー発電事業が行われているということで、一番最初におかしいんじゃないかと思ったのが、その応募をしてきた事業者

がいて。これは公表されているので、名前を出してもいいと思うのですけど、スカイソーラージャパンです。実際に事業を始めるとき、どういう会社として始めることになったかというと、SSJメガソーラー41合同会社で、何で応募してきた会社と実際に事業を行う会社が違うんだろうというところからスタートしました。

当時、コロナ禍でばたばたしていましたし、あまり余裕もなかったので、また、当時、問題はないんですということでお聞きしていたので、深く調べたりもしなかったんですね。今回、問題がある、おかしいんじゃないかと言うわけじゃないんです。ただ、どうしても納得いかない部分や心配になってくる部分がありまして、今回、歳入からお聞きしながら入っていきたいなと思います。

この廃棄物処分場の歳入とその内訳について伺いたいと思います。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 廃棄物処分場の歳入とその内訳につきましては、ごみ埋立処分手数料や電柱など、用地の行政財産使用料が6千817万8千66円、処分場の敷地の貸付料が12万7千680円、資源物の売払い収入が236万4千318円で、これらを合計した令和6年度の歳入の合計決算額は7千67万64円となっております。

○塩尻委員 この廃棄物処分場に関わる歳入の中で、今回は中園のほうの話を聞いていきます。

まず、メガソーラーが設置されている中園廃棄物処分場の今おっしゃっていただいた歳入、そして、決算額にメガソーラーに関わる金額が含まれているかどうか、そして、含まれているとすれば、どのような事業となるのか、お伺いいたします。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 決算額には中園廃棄物処分場に設置しているメガソーラー関係の歳入も含まれており、令和6年度決算額は、送電線、電柱等の行政財産使用料として8千910円、発電施設の敷地貸付料として2万3千880円、合計3万2千790円となっております。

また、事業概要についてですが、発電量は年間約210万キロワットアワー、対象面積は約6万4千平方メートルで、発電事業期間は平成28年1月から20年間となっております。

○塩尻委員 平成28年1月から20年間ということなので、もうすぐ折り返しとなってくるのかななどというふうに思います。

今回、最初に気になった点を申し上げましたけど、もう一つ気になったのは、土地の賃料がすごい安い単価だなということです。位置が位置だし、それに使用用途もあまりないので、確かにそれが理由で安くなっているのかなと思っていましたが、すごい安いと思った記憶があります。

この場所にメガソーラーを設置した理由について伺いたいと思います。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 メガソーラー設置の理由についてですが、平成24年に国による再生可能エネルギーの固定価格買取制度が創設され、再生可能エネルギー施設の普及が推進されていたこともあり、中園処分場跡地の一部有効活用と処分場に対するイメージアップや地域の振興、雇用創出等を想定しながら、附属機関や地域と協議し、合意を得た上でメガソーラー事業者の公募を行ったものであります。

○塩尻委員 イメージアップとか、地域の振興とか、雇用創出とかということですが、この辺の細かいところはまた別な機会に聞かなきやいけないかなと思っております。

当時の市議会の議事録とかを見ても、この話題にあまり触れられていなかつたので、最初に気になったときも何でこのまま進んでいるんだろうなというふうに思っていました。確かに、当時、固定価格買取制度が始まりましたが、それは再生可能エネルギー、エコだということからだったと思

うんですね。

それで、みんながじやんじやんこの事業に参入してきて、ソーラー事業というか、ソーラー技術がそれほど進んでいない日本としては、どんどん外資系が入ってきて、そのあたりは私も本当に危惧していたところです。

ここは森林を伐採して設置しているわけではないので、まだいいのかなと思いますけども、もっと国内企業がもうかるような、経済が回るような政策を行っていただきたかったです。結局、今、再エネ賦課金とかの取られる分が増えていくということで、生活がつらくなっていくといったことで、それに不満を持っている一人であります。今後、こういうものはできるだけ国内事業者で頑張ってほしいなという個人的な感想です。

このメガソーラーの事業者はどのようにして決まったのか、これについて伺いたいと思います。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 平成24年11月から12月にかけてメガソーラー設置事業者の公募を行ったところ、1事業者から応募があり、企画提案書を審査した結果、公募要項の応募資格を満たしていたことから、メガソーラー設置運営事業の候補者として決定しました。

○塩尻委員 1者の応募があったと。でも、先ほども申し上げましたけど、応募のときと事業スタートのときでは事業者名が違っていたのです。まだ調べ切れていないところがあるので、今回は聞かないですけれども、もっと調べていきたいなと思っています。

ここで懸念の一つとして、大規模な発電施設が設置されていることがあります。この発電事業は20年間ということありますけども、事業の終了後、どのようになるのか、伺いたいと思います。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 発電事業の終了後は、事業者の負担と責任において発電施設を撤去し、原状回復して返還することとなっております。

○塩尻委員 ここでちょっと気になる点があります。これは旭川じゃないんですけど、ほかの自治体で、結局、事業者として名前が出ているので、旭川市でやっているところだけは名前を出しますけども、SSJメガソーラー41というところがあります。いろいろ調べるとすぐ出てきますけど、その41というのは連番で、たくさんの会社による合同会社なのです。

ほかの自治体では、事業が開始したら数年後に閉鎖していたり、その会社はいろんな動き方をしていて、いつどうなるか、本当に大丈夫なのかと思うのです。

当時、問題としなかったのは資本関係があるからで、応募事業者と実際に行う事業者は親会社と子会社なのですかね。合同会社なので、出向社員とか、いろんな肩書名が入っていますけども、その応募者のスカイソーラージャパンという会社は、今、閉鎖して、ないんですね。違う会社に事業譲渡というか、吸収されている形ではありますけど。そう考えていくと、今、事業をやっている会社はどういう状況になっているんだろうと心配になってくるんですね。

会社ですから、うまくいかなかったら倒産だったり、撤退だったり、解散だったりということをする可能性もあります。買取り価格が下がっていくなど、いろんな社会情勢の変化などもありますし、そういうことを考えると、いつか撤退する、20年を待たずにやめちゃうということも可能性としてあるのかなと思います。

そうなってきた場合、結局、あの設備は誰が撤去するのだということなんですね、そのあたりの対策というのは行われているのか、伺いたいと思います。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 委員が御指摘のとおり、発電事業の期間は20年あり、社会情勢の変容など、リスクもあることから、歳計外現金で原状回復補償金として3千万円を納めていただき、会計課で管理しております。万が一、原状回復が履行されない場合、この原状回復補償金は旭川市に帰属されることとなります。

○塩尻委員 補償金という形で3千万円を預かっており、履行されない場合はそれが旭川市による撤去費用に充てられるということでありました。それを聞いて少しほっとしました。

撤退の可能性も考えていましたし、先ほど申し上げたとおり、事業主体がいろいろと変わっているのです。例えば、旭川以外のところでもソーラー発電事業をやっていますので、合同会社名の数字のところが変わっているのです。ほかでも契約をされていて、何年何月というものがあるのですけども、契約している日付より前に住所が変わっているはずなのに、元の住所が後の契約で記載されていましたりするのです。そういうのはおかしいですよね。

ほかには、何だか法人という別な会社の事務所内を住所として登記している合同会社もあります。でも、そのなんちやらかんちやら事務所内とした事務所はもう何年も前に引っ越しているとか、調べていくと、そういったことがどんどん出てくるんですよね。そういう事業者に旭川市の土地の上で事業を行わせているわけです。

手続き上は法にのっとってしっかりとやっているので、問題ないのは問題ないということだと思うのですね。でも、今回はお聞きしませんでしたけれども、どういう名前で歳入として土地代とかが入ってきてているんだと心配になってくるんですね。

あと、応募要件の中では、地域のイメージアップにつながる活動だったり、いろんな取組をやらなきやいけないと書いてあるんですね。今回はお聞きしませんけど、恐らくやっていないのかなと思うんですよ。旭川市内でその合同会社が環境についてどうのとか、この地域にどうのという取組を、分からぬですよ、私が知らないだけで、やっているのかもしれないですけれども、目にしたことになかったので。そう考えると、応募要件から外れているというか、応募要件で書いていることをやっていない状態になっているんじゃないかなと思うのです。そういうことがあると、今後のことを考えていく上で不安材料の一つになってくるんですね。

そして、先ほど3千万円とおっしゃっておりましたけども、最近、皆さんもいろんな事業やっていてお分かりかと思いますが、インフレストライドしていて、物価が上がっていって、全ての費用が上がっている中、3千万円で膨大な規模のソーラーパネルをどこまで撤去できるのかが不安になってくるところです。契約なので、仕方ないのかもしれないんですけども、対応も考えておかなければいけないのかなというふうに感じます。

まず、3千万円で処理できるのかどうか、また、何でこの金額になったのかが不思議で、この金額の決め方というのはどういうことだったのか、その根拠について伺いたいと思います。

○太田環境部長 3千万円で本当に処理できるのかということと3千万円の根拠についてでございます。

原状回復補償金の3千万円の内訳でございますが、太陽光発電施設の撤去費用として2千500万円、それから、樹木の植栽費用として500万円、これらを合計しての3千万円となってございます。

そのうち、太陽光発電施設の撤去費用の算出根拠につきましては、資源エネルギー庁に設置され

ております調達価格等算定委員会におきまして建設費の5%と示されてございまして、これを参考に、当時の建設費は5億円ということでございましたので、5億円の5%としての2千500万円と算定したところでございます。

また、植栽費用につきましては、もともと植えてありましたアカエゾマツですとかアキグミなどの苗木を植えるといったことを想定して積算した結果、500万円としたところでございます。

確かに、ここ数年、人件費ですとか、物価が上昇しておりますので、約10年前の試算額で処理できるかどうかには不明な点がございますが、協定書におきましては、発電事業が経済情勢ですか不測の事態により中止に至るおそれのある場合はあらかじめ市と協議するとされてございますので、市が自ら撤去するということにならないよう、事前に事業者と綿密に情報共有を図りながら、そういった調整をしてまいりたいと考えてございます。

○塩尻委員 過去に遡って、物価がこんなに上がるなんて予想ができなかつたでしょうし、国の定めで5%と決めた、それにのつとつて決めたということで仕方ないところもあるのかなと思いました。

ただ、いろんな名前の合同会社があつて、これだけでも100件以上あるんですね。ほかの地域でやっている事業者を調べたら、そこでもいっぱいあるんですね。そして、そのほとんどが同じ住所で、本当に実態があるんだろうかと心配になっていますので、1回当たつていただければと思います。ちょうど折り返しのタイミングも来ますよね。10年がたつけど、いかがですかということで、連絡を取っていただければと思います。

あとは、応募要件に書いている内容で、地域のためにPR活動だつたり、そういうことをやらなきやいけないということが書いてあつたかと思うんですが、そういうことができていないということであれば、そういう活動を行つていただくように改めて伝えていただきたいと思うんですね。

少し前、コロナ禍だったと思うのですけども、正式名称は忘れましたが、再生可能エネルギーopotentialをその自治体がどれぐらい持つてゐるかを調べられるやつがあるんですね。当時調べた中では、旭川は、再生可能エネルギーである水力、風力、地熱のポテンシャルは低いほうだったかと思うんですよね。周りを見たら、例えば、地中地熱とか水力とかは上川のほうが強いのです。あとは、日照時間もそんなに長くないということで、太陽光発電のポテンシャルもそんなに高くなかったんですね。なのに、最近、急にポテンシャルが高いというような話が出てきていて、おかしいなと思って調べたのです。ただ、検索をかけるとき、建物を含んだ状況かどうかなのかというフィルターがあるんですね。それをチェックして、建物込みでいくと、恐らく、建物の屋根も使えるからそういう数字が出てきたのかなと。つまり、人口の多いところほど、建物にチェックを入れるか入れないかで太陽光発電のポテンシャルが変わるので。そういうことで、最近、ポテンシャルが高いと言つてるのは、建物にチェックを入れたことが原因なんだつたら考え直さなきやいけないんじやないかなというふうに思つんですね。

もともと少なかつたはずなのに、何でポテンシャルが急に高くなつたんだろうとすごい不思議に思つてきました。もしそれがポテンシャルがある程度見込まれる要因なのであるならば検討し直さなきやいけないところも出てくるんじやないかなと思いますので、それについてまた改めていろいろとお伺いしていきたいなと思っております。

ふだんだったら今後どういう取組をするのですかというふうにお聞きするところですけれども、特に今後取り組む事業ではありませんので、今回はこれで質疑を終えたいと思います。でも、様々懸念した点、いろいろと考えていかなきやいけない点、行わなきやいけない点についていろいろと動いていただいて、将来の不安を払拭できるようにしていただくようお願い申し上げ、質疑を終えたいと思います。ありがとうございました。

○品田委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時28分

再開 午後4時29分

○品田委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○菅原委員 菅原でございます。よろしくお願ひいたします。

第2委員会室は相当疲れが蔓延しておりますので、淡々と早く終わりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

先ほど石川厚子委員からお話がありましたように、私もトータル11年ぐらいやっていますけど、実は民生は初めてなんですね。実は、札幌で、以前、介護施設の施設長だと、保育園の園長なんかも経験してまいりましたけど、もう少し民生について心を入れ替えて真面目にやっていこうと、そんなふうに思っておりました。

今日は1点質疑してまいりたいと思いますが、この庁舎が出来上がってから、毎日ずっと思っていたことあります。

2款3項1目の市民課窓口ICT化推進費について質問してまいります。

令和5年11月に旭川市役所の庁舎が100年使用可能な新庁舎に生まれ変わりました。現在、1階にはたくさんの市民の皆様がいろいろな書類の申請や相談等々で訪れているところであります。フロアにたくさんの椅子が並べられておりまして、スペース的にいうと、もう既にちょっと窮屈さを感じる状況じゃないかと思っております。

本市では、令和6年4月でしたが、次世代窓ログランドデザインを策定しました。この事業に関しては今津市長の肝煎りの事業だと認識しております。

この中身を簡単に申し上げますと、4つのゼロ化をうたっていまして、優しさあふれる窓口を構築していくということをグランドデザインでうたっているわけであります。

そこで、ここでは、進捗状況、あるいは、課題などを中心に伺ってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず初めに、市民課窓口ICT化推進費の事業概要と決算についてはどのようにになっているのか、伺います。

○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長 この事業は、市民課窓口のICT化による市民サービスの向上と窓口業務の効率化を図るために、窓口支援システム及びキャッシュレス決済の運用や旭川市次世代総合窓ログランドデザインに基づく市民課窓口のICT化を推進するものであり、決算額といたしましては5千403万922円となっております。

主な内容といたしましては、旭川市総合窓口改革企画・試行業務委託に係るプロポーザルの審査

会の委員報酬として7千700円、旭川市総合窓口改革企画・試行業務や旭川市次世代総合窓ログランドデザインに係る取組推進・改定支援業務などの委託料といたしまして4千950万2千200円、総合窓口用タブレットの備品購入費として148万1千700円などとなっております。

○菅原委員 ただいま説明していただいた中で委託料と出てくるんですよね。旭川市総合窓口改革企画・試行業務や旭川市次世代総合窓ログランドデザインに係る取組推進・改定支援業務などの委託料ということなのですが、おおむね4千950万円かかっているわけあります。

この委託料については、次世代総合窓ログランドデザインに関する経費が含まれているとのことでありましたが、次世代総合窓ログランドデザインについて、簡単で構いませんので、説明していただきたいと思います。

○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長 令和6年4月に策定した旭川市次世代総合窓ログランドデザインは、IT技術やDXの活用により、来庁者が迷わず、長時間待たずに安心して目的を果たすことができる、行っても簡単な窓口、さらには、手続のオンライン化により、市民がいつでもどこでも手続方法を選択することができること、行かなくても必要な手續ができること、また、職員の業務効率化を目指す姿として掲げ、このを目指す窓口の将来像とそれを実現するための取組を明確にし、計画的、具体的に進めるために作成したものでございます。行っても行かなくてもいい、行っても簡単な日本一の窓口を目指しております。

○菅原委員 行かなくてもいい、行っても簡単な、そして、日本一の窓口を目指しているということあります。

3年前だったと思いますが、当時、大変話題になっておりました北見市役所のですね、窓口業務のDX・IT化による書かない窓口を実現したということで視察に行ってまいりましたが、マイナンバーカードだけを見せたら、住民票等、何でもスムーズに一つの窓口で全て事が進むといったシステムを見てまいりまして、大変感心して帰ってきた覚えがあります。

ただいま日本一の窓口を目指しているとの御答弁がありましたが、いつまでにどのような窓口を目指しているのか、お聞きします。

あわせて、ここが一番気になっているのでありますが、進捗状況はどのようにになっているのか、お聞きしたいと思います。

○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長 目指す窓口像でございますが、来庁者の方々が迷わず、そして、長時間待たずに安心して目的を果たせる窓口であり、来庁前、来庁時、窓口で市民が抱える課題を解決できるよう、また、来庁しなくてもいいという選択ができるような市民一人一人に寄り添える優しい窓口を目指しており、旭川市次世代総合窓ログランドデザインでは令和9年度の日本一の窓口を目指しております。

進捗状況ですが、令和6年度は、総合窓口関係5課である市民課、国民健康保険課、長寿社会課、介護保険課及び障害福祉課にあるマニュアルをデータ化、電話録音、分析、総合案内における案内職員の使用するタブレットに総合案内のスキームを搭載し、当該タブレット等を用いた案内業務の試行を行ったところでございます。

今年度は、グランドデザインにおいて支所等にも範囲を広げ、複数の電子マニュアルシステム、来庁者案内システムの試行、検証などを行っていく予定でございます。

○菅原委員 ただいま進捗状況についてもお聞きしたわけでありますけど、市民課、国民健康保険

課、長寿社会課、介護保険課及び障害福祉課におけるマニュアルのデータ化にかなり時間がかかっているような気もしております。この辺を突破していきながら目指すは日本一の窓口ということでありましょう。

今まさに日本一の窓口に向けて着々と準備を進めているということですが、何かネックになっていること、あるいは、課題等はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長　日本一の窓口を目指すに当たっての課題といたしましては、手続に必要な持ち物が分からぬなどの来庁前の課題、どこの部署に行けばいいのか分からないなどの来庁時の課題、手續が煩雑で分かりづらいなどの窓口対応時の課題、来庁することが困難などの来庁検討時の課題などがございます。

○菅原委員　課題ですが、よくあるものですね。要するに、手續に必要な持ち物が分からぬ、どこの部署に行けばいいのか分からない、あるいは、手續が煩雑で分かりづらい、来庁することが困難であるということでしたが、これは日常茶飯事の課題だと思うのですね。

そのような課題等があることが分かったわけですが、その解決策を検討していると思います。どのような検討がなされているのでしょうか、伺います。

○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長　課題の解決には、業務改善やDXの活用、さらには、人材育成などを着実に進める必要があると考えており、問合せ時の課題には、来庁前の問合せについて、デジタル技術を活用したスムーズな回答ができる仕組みを検討、来庁時の課題には、来庁時の疑問に対して少人数でスムーズに案内できる体制を構築することの検討、窓口対応時の課題には、職員が来庁者の手續を瞬時に把握し、スムーズに案内できる仕組みを検討、来庁検討時の課題については、市役所以外の場所からでも各種手續ができるスキームを検討し、行かなくてもいい選択を提示することなどのDX化を図っていく必要があります、そのためのシステム構築、関係5課の基幹システムや導入システムとの連携及びセキュリティ一面の課題なども解決していく必要があります。

○菅原委員　要するに、問合せ時の課題ですか、来庁時の課題ですか、窓口対応時の課題、あるいは、来庁検討時の課題ということで、しっかりと4つに分けて整理をしていることに関しては非常にすばらしいことではないかなと思っている次第でございます。いずれにしても、5課の協力が必要あります、そのことについてもしっかりと皆さんで検討していただければと思っております。

最後の質問になります。

ただいま御答弁をいただいた中ではシステムの連携やセキュリティ一面などの課題を解決していく必要があるとのことでしたが、関連する総合窓口関係課との連携は果たして取れているのでしょうか。また、日本一の窓口の実現に向けた体制はどのようなものでしょうか、再度お聞きいたします。

○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長　関係課との連携についてでございますが、市民課、国民健康保険課、長寿社会課、介護保険課、障害福祉課の総合窓口関係5課とは定期的な会議を開催し、各支所等々も必要に応じて打合せを行い、情報共有を行うとともに、業務内容のヒアリングやシステムの試行などにおいて連携を図っております。

また、日本一の窓口実現に向けた体制につきましては、令和5年度に市民課総合窓口担当、行政

改革課、情報政策課などで構成するグランドデザインの取組体制のプロジェクトチームを立ち上げ、定期的に打合せを行うとともに、デジタル技術を活用して行政事務効率化や市民サービスの向上などを図るDXの推進を統括している森本CDOにも大きく関わっていただきながら、グランドデザインの策定をはじめ、事業を進めております。

今後も、プロジェクトチームを中心として、総合窓口関係5課、各支所などとの連携体制を継続し、令和9年度の日本一の窓口を目指してまいります。

○菅原委員 最近、森本CDOの顔を拝見しておりませんけど、森本CDOを中心にしっかりと取り組んでいただきたいと思いますし、どこかの時点で今の経過を議員の皆さんに説明していただくといったことも必要でないかなと思っておりますので、検討していただければと思っております。

いよいよ2年後の令和9年度には皆さんがあなが目指す日本一の窓口が完成する運びとなっております。本当に期待しております。そして、庁舎そのものが旭川のランドマークになるようなイメージでつくり上げていただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

この質問については以上でございます。

続きまして、生物多様性保全費について質問をしてまいります。

4款1項3目に生物多様性保全についてとありますが、この事業の概要と決算額について御説明願います。

○後藤環境部環境総務課長 生物多様性保全費の事業概要ですが、生物の多様性の保全及び自然共生社会の形成を目的として、外来種の防除や外来種に対する市民意識の向上を図るための事業を実施したものであります。

令和6年度の決算額は750万8千501円であります。主な内容といたしましては、アライグマやウチダザリガニ、アズマヒキガエルといった外来生物の捕獲や防除、市民への普及啓発などを行ったところでございます。

○菅原委員 外来生物の捕獲や防除には750万円ほどがかかっているとのことがありました。

いろんな委員の方から熊の話や、それから、中村みなこ委員からはハトとキツネ、植木委員からは熊、えびな委員からは熊とカラスの話がありましたけど、私は、実は、今日、アライグマの質問をこの後にしようと思っていたのですね。だから、アライグマのことが出来たら質問できないなと思っていたのです。皆さんに感謝します。

旭川ではありませんけど、比布に私の親友がおりまして、丸太小屋みたいなものをつくって、畑もつくって生活している男がいるのですね。彼からしおっちゅう電話が来て一緒に飲んだりするのですが、アライグマが出てきて、畑を荒らして困っているという話を飲みながらしおっちゅうしていたんですね。

実は、2年か3年前、一般質問もしたことがあるのですが、この間もまたその話になりまして、生物多様性保全費というのがあるので、アライグマについて質問してみたいなと思ったわけであります。

今日は、アライグマだけじゃなくて、ウチダザリガニ、アズマヒキガエル、この3つの生物について聞いていきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

今申し上げたアライグマやウチダザリガニ、それから、アズマヒキガエルの対策を順次聞いてまいりますが、まず、アライグマについて具体的にどのような対策を講じているのか、お聞きしたい

と思います。

○後藤環境部環境総務課長 アライグマの対策でございますが、目撃や痕跡、被害の相談があった場合に、市民に箱わなを貸し出し、捕獲された個体は市の職員または委託事業者が回収し、殺処分をしております。

また、捕獲効率の向上や生息域の拡大状況の把握のため、試行捕獲にも取り組んでおり、令和6年度は神楽岡公園で実施したところでございます。

○菅原委員 以前にもお聞きしましたけど、アライグマの駆除というのは難しいんですね。というのは、捕獲する方法が、現在、箱わなが一番有効らしいんですね。

アライグマの捕獲件数がすごい数になっているということでありましたが、その後、アライグマの捕獲件数はどのように推移しているのか、大変恐縮でありますけど、過去5年ぐらいの実績を数字でお示していただきたいと思います。

○後藤環境部環境総務課長 アライグマの過去5年間の捕獲実績であります、令和2年度は49頭、令和3年度は502頭、令和4年度は559頭、令和5年度は700頭、令和6年度は559頭となっております。

○菅原委員 例年、500頭前後ということでありました。特別、足し算する必要はないんですけど、5年分を足すと何と2千811頭にもなるんですね。3千頭近くなるのでありますけど、多分、この3倍ぐらいはまだいるのかなと想像をしております。アライグマのというのは子だくさんなんですね。1回に3頭から4頭の子どもが生まれるということで、かなりな数に上っているんじゃないかなと思います。

この数字を見ると、昨年度の捕獲数はちょっと減少しているようですが、アライグマの数は減少傾向にあるのでしょうか、お伺いいたします。

○後藤環境部環境総務課長 令和6年度の捕獲数は令和5年度と比較して減少しておりますが、今年度は9月末時点で691頭と、既に昨年度の捕獲件数を超えておりまして、過去最多のペースとなっており、むしろ増加傾向にあるものと認識しているところでございます。

○菅原委員 むしろ増加しているということでありまして、困ったもんだなあと思います。

幾ら対策を講じてもアライグマを減少させることは難しいようですが、それでは、今後どのような対策を取っていこうとお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○後藤環境部環境総務課長 アライグマは非常に繁殖力が強い動物でございまして、一度の出産で4頭から5頭生まれるようなこともありますことから、北海道はアライグマの繁殖期である3月から6月を春期捕獲推進期間と定め、特に雌の個体の捕獲を推進しているところでありますが、捕獲数が繁殖数に追いついていない状況になっております。

アライグマの捕獲の手段は箱わなに限られることから、まずは箱わなの台数を増やすとともに、繁殖期に限らず、捕獲効率を上げるために試行錯誤を重ねていくことを考えております。

○菅原委員 アライグマの撃退方法といいますか、いかんせん、先ほど申し上げたとおり、子だくさんで、1回に4頭も5頭も子どもが生まれるということで、なかなか厄介だと思います。

そして、捕獲手段が箱わなに限られるということは、箱わなをこれでもかということでたくさん仕掛けなきやいけないのかと思っておりますけど、何とか対策をしっかりしていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、ウチダザリガニについてお聞きいたします。

ウチダザリガニについてはどのような対策を行っているのでしょうか、お聞きいたします。

○後藤環境部環境総務課長 ウチダザリガニの対策であります、ウチダザリガニの防除に取り組んでいる市民団体との協働により、ウチダザリガニの生息密度が高い江丹別川を中心に、捕獲活動や市民参加型の捕獲体験会を通じて普及啓発活動を行ったほか、市内河川における生息状況調査を実施いたしました。

○菅原委員 ウチダザリガニというのは市民団体との協力がないとなかなか駆除が進まないという状況にあるようあります。

同じような質問をいたしますけど、ウチダザリガニの過去5年間の捕獲数はどのようになっているのか、教えてください。

○後藤環境部環境総務課長 ウチダザリガニの過去5年間の捕獲実績であります、令和2年度は3千510匹、令和3年度は2千466匹、令和4年度は4千706匹、令和5年度は2千340匹、令和6年度は3千319匹となっております。

○菅原委員 これも合計する必要はないであります、5年間合計しますと1万6千匹ぐらいになるわけであります。多分、この数字の数十倍は生息しているんだなと予想がされます。

聞くところによると、ウチダザリガニは大変おいしいようです。捕獲した後、市民とウチダザリガニで何かのお料理を作るなど、そういうイベントを企画したらどうかなと思っております。冗談ではありません。一度検討していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

ウチダザリガニも、増減はあるものの、かなりの数が捕獲されているようです。

先ほど生息調査をしているとのことでしたが、どのあたりに生息しているのでしょうか、お聞きいたします。

○後藤環境部環境総務課長 ウチダザリガニにつきましては、平成17年に江丹別川で生息が確認された後、平成27年に石狩川における生息が明らかになったため、その後、市内河川における生息調査を続けております。昨年に実施しました生息調査では永山新川や石狩川本流においてウチダザリガニの生息が確認されたところでございます。

○菅原委員 市内の各河川で生息していることが分かりました。

これだけ生息域が拡大しているとウチダザリガニの駆除も困難であると思いますが、それでは、今後どのような対策をしていくのか、お伺いいたします。

○後藤環境部環境総務課長 ウチダザリガニにつきましては効果的な対策というのがない状況でありますことから、引き続き、市民団体との協働による防除作業を実施していくほか、ウチダザリガニの生息域がこれ以上人為的に広がることがないように市民に対して周知を継続してまいります。

○菅原委員 最後になりますが、アズマヒキガエルについても聞いてまいります。

アズマヒキガエルは結構大きいんですね。こぶしぐらいありますかね。カエルも食べると聞いています。多分、足ぐらいは食べられるのかなと思いますけど、1回挑戦してみたいなという気もしていないではないです。

そのアズマヒキガエルについてはどのような対策を行っているのか、伺います。

○後藤環境部環境総務課長 アズマヒキガエルの対策といしましては、アズマヒキガエルが産卵

期に池に侵入することを防止するため、昨年度は、神楽岡公園と北彩都ガーデンの池周辺にネットを設置したほか、市内4か所に回収ボックスを設置し、市民が捕獲したアズマヒキガエルを回収しました。

また、市民参加型の捕獲体験学習会を5回開催し、普及啓発を行ったところでございます。

○菅原委員 同じような質問をいたしますが、アズマヒキガエルの過去5年間の捕獲数はどのようにになっているのか、お伺いいたします。

○後藤環境部環境総務課長 アズマヒキガエルの過去5年間の捕獲実績でありますと、令和2年度は2千232匹、令和3年度は1千485匹、令和4年度は636匹、令和5年度は425匹、令和6年度は428匹となっております。

○菅原委員 やっぱり数が多いですね。トータルすると5千匹以上ということになります。何とかしたいな、そんな気持ちでいっぱいございます。

ただいまの数字からいうと、アズマヒキガエルの捕獲数は多少減少しているようですが、どのように受け止めているのでしょうか、お伺いいたします。

○後藤環境部環境総務課長 アズマヒキガエルにつきましては、ネットを張る取組を実施している産卵地では個体数は減少傾向にあるものと認識しているところでございます。

○菅原委員 あと2問で終わりますので、ちょうどいい時間になると思います。

対策が功を奏しているようありますが、今後どのような対策をしていくのか、お伺いいたします。

○後藤環境部環境総務課長 現在実施している取組は一定の効果を発揮していると認識しておりますが、外来種対策は継続性が重要でありますことから、引き続き、アズマヒキガエルの生息地域では、ネットを張る対策を続けていくほか、人為的に広がることがないように市民に対する普及啓発を続けてまいります。

○菅原委員 これで最後の質問になります。

今回、生物多様性保全費で実施している外来種対策について質問をしてきたわけですが、外来種は、一度入ってきてしまうと、いずれにしても、その対策に多大な労力を払わなければならないことが分かりましたし、日本古来の生態系を守らなければなりません。

今後、新たな外来種がいつ入ってくるのか分からぬ状況の中、外来種が入ってくるのを未然に防ぐために今後どのように取り組んでいくつもりなのか、最後にお聞きいたします。

○太田環境部長 生物多様性保全費ということで、アライグマをはじめ、ウチダザリガニ、アズマヒキガエルについて様々な御質疑をいただいたところでございますが、こうした外来種につきましては、一度、地域に入って定着してしまうと、それを完全に駆除することは非常に困難でございまして、多額の費用も必要になってきます。

外来種につきましては、人間の手、もしくは、活動で持ち込まれるといったものがほとんどでございますので、これ以上外来種を増やさないようにするためには、やはり、外来種を入れない、捨てない、広げないといった外来種被害予防3原則を広く市民に周知していくことが重要であると認識しております。

そのため、今後におきましても、まずは、普及啓発活動などを通じまして、広く市民に外来種問題に興味を持っていただき、外来種対策への意識の向上や理解の促進から、外来種を入れない、捨

てない、広げないといった行動を促すとともに、市民協働による活動の展開につなげるなどして全市的に浸透させながら生物多様性の保全に取り組んでまいります。

○品田委員長 それでは、本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、明日午前10時から、本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。

本日の分科会は、これで散会いたします。

散会 午後5時02分